城里町議会全員協議会会議録

日時　令和２年６月５日（金）
　　　午前１０時１３分
場所　城里町役場　３階　議場

出席議員（１３名）

議　長	小　圷　　孝　君	副議長	阿久津　則　男　君
	桜　井　和　子　君		三　村　孝　信　君
	加藤木　　直　君		河原井　大　介　君
	猿　田　正　純　君		関　　誠一郎　君
	藤　咲　芙美子　君		小　林　祥　宏　君
	片　岡　藏　之　君		鯉　渕　秀　雄　君
	薗　部　　一　君		

欠席議員（１名）

杉　山　　清　君

遅刻議員（なし）

早退議員（２名）

片　岡　藏　之　君　　　鯉　渕　秀　雄　君

説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野　　修
副町長	仲　田　不二雄
教育長	髙　岡　秀　夫
まちづくり戦略課長	小　林　克　成
総務課長	鯉　渕　和　己
町民課長補佐	加　藤　孝　行
財務課長	舩　橋　行　子
税務課長	鈴　木　貴　司
健康保険課長	飯　村　正　則
長寿応援課長	井　上　　優

福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	大津好男
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	髙瀬浩文
水道課長	阿久津惠三
農業委員会事務局長	片岡宗徳
教育委員会事務局長	園部繁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津雅志
主任書記	町田めぐみ
書記	髙丸哲史

議会全員協議会次第

1　開　　会
2　議長挨拶
3　町長挨拶
4　協議事項
　（１）令和２年第２回城里町議会定例会提案事項について
5　閉　　会

午前１０時１３分開会

開　　会

○議長（小圷　孝君）　議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（小圷　孝君）　本日の全員協議会は、来る６月９日に招集されます令和２年第２回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議を頂くものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。せき、くしゃみに注意してくださるようお願いいたします。

なお、夏の軽装、クールビズの対応のために、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席状況についてご報告いたします。欠席議員、12番、杉山　清君、ほか全員出席であります。

町長挨拶

○議長（小圷　孝君）　ここで町長よりご挨拶を頂きたいと思います。

町長上遠野　修君、自席で。

○町長（上遠野　修君）　本日、令和２年第２回定例会に提案します議案等につきまして、事前にご説明をさせていただくため全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、町政運営につきましてご理解とご協力を頂いておりますことに、併せて御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ですが、条例改正を初めとする議案13件、報告33件について担当課長よりご説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

協議事項

○議長（小圷　孝君）　これより会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

執行部につきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

初めに、議案第35号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君）　議案第35号をご覧願います。

議案第35号　城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、環境審議会の設置に伴い、委員等の報酬を規定するため、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案35号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第35号説明資料１ページから２ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　これより議案第35号に対するご質問をお受けいたします。

４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　この環境審査委員会の設置は、今まで検討委員会でやっていたと、初めてなのかな、どうか分からないんですけれども、今までの検討委員会では駄目なんでしょうか。なぜ環境審査の設置をしなければならないんでしょうか。人数は何人ぐらいなんでしょうか。目的と理由を教えてください。

あともう一つ、民生委員の推薦会はなくなったんでしょうか。この説明の表によると抜けているような感じがするんですけれども、説明をしてください。

○議長（小圷　孝君）　町民課長補佐加藤孝行君。

○町民課長補佐（加藤孝行君）　環境基本計画は、国で定める環境基本法令に倣い、城里町における環境基本計画を策定する必要があるために今回作成することになりました。委員会の人数としては、15人以内を今のところ検討しています。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございますか。

○４番（藤咲芙美子君）　待って。理由も人数も聞いていない。民生委員はなくなったのかどうなのか。理由が、その環境とか、ちょっとよく分かりません。詳しく説明してください。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　行政の中ではいろんな計画がありまして、今回立てるのは、環境基本計画というのは、５年に１回立てることが必要とされていまして、今年が５年に１回の年に当たりましたので、条例によって委員の報酬を定めたわけです。５年前も恐らくこの環境審査会が行われたと思うんですが、そのときには、条例で一つ一つ委員の報酬を定めなくても昔はよかったんですが、今は委員の報酬をその都度ごとに条例で定めなきゃいけないことに変わりましたので、今回条例が出てきたということだと思います。

民生委員については増井課長から答弁させます。

○議長（小圷　孝君）　福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君）　４番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

この別記資料でございますけれども、民生委員の推薦会につきましては、削除ではございませんで、省略されております。そのまま民生委員推薦会というものに現存しておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

以上でございます。

○４番（藤咲芙美子君）　ありがとうございました。分かりました。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小圷　孝君）　続いて、議案第36号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君）　議案第36号をご覧願います。

議案第36号　城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、令和２年７月から旅費を支給するに当たり、支給要件等を明確にするため改正をするものです。主な改正点は、鉄道運賃の現状に合わない表現や日当の支給条件をより明確に規定したものです。

以上、議案第36号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第36号説明資料１ページから２ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　これより議案第36号に対するご質問をお受けいたします。

４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　これは座席指定料金が片道100キロ以上ということで増えたようで、これは改善での政策だと思うんですけれども、これは日当が出ているんですよね。日当が出ていて、片道100キロ以上になったと。何か前は、この説明によると、もっと短い距離で出ていたのかなと思うんですけれども、片道100キロだけの座席指定だけになってしまった……、あ、急行も出ているんですね。分かりました。ということですね。水路とか陸路が１キロをみなすということで、これが削除されていますけれども、これはなぜ削除されたんでしょうか。もうこれには該当がないから削除されたんでしょうか。ちょっと急に変わったということを説明してください。

あとこの旅費なんですけれども、今回の補正で全部の課に旅費が計上されていますけれども、この旅費は総額でどのぐらいの金額が出されたのか、旅費だけでどのぐらいなのか、ちょっと説明してください。

○議長（小圷　孝君）　総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君）　４番藤咲議員のご質問でありますけれども、まず１番、新旧対照表で言うと２ページ目の３番、「鉄道、水路または陸路にわたる旅行については」という部分が削除になったということでよろしいんですかね。

これにつきましては、表現というか、その前に、隣接する市町村への旅費等は支払わないというところもあると思うんですけれども、この辺のところで規定できていますので、特にこれは必要ないかと思いまして、削除になりました。

それから旅費の総額なんですけれども、全部の課のまでは、後でお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小圷　孝君）　続いて、議案第37号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君）　それでは、議案第37号をご覧願います。

議案第37号　城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、省令が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。主な改正点は、支援認定資格研修の実施の事務権限に関し、これまで都道府県知事及び指定都市の長であったものを中核市の長まで拡大するものです。

以上、議案第37号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第37号説明資料１ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　これより議案第37号に対するご質問をお受けいたします。

４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　この放課後児童支援員は、恐らく研修ができるようになったんだと思うんですけれども、これはいい条件になっていると思います。

しかし、この放課後児童支援員の研修というのは、近隣の水戸市なら水戸市とかということですね、東京まで今までは行っていて研修されていたんでしょうか、それで近隣に、水戸市に行っても大丈夫なようになったんでしょうか。そこに対する研修費などは、旅費などはもちろん出ないんでしょうね。ちょっとお聞きいたします。

○議長（小圷　孝君）　福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君）　４番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

これまで、研修を開催できるのは県知事と政令都市の長ということになっておりました。県知事も開催できるということで、城里の場合ですと、茨城県内で研修が受けられました。県では、各ブロックごと、県西、県央とか地区ごとに分かれておりましたので、城里では県央ブロック地区で受講が可能でした。

今回の改正で、中核市の長も開催できるということなので、今後、水戸市も開催できるということになります。水戸で開催の際は、そちらのほうを利用できるという、拡充されるということになります。

研修費につきましてですが、運営の委託の中で研修費や旅費を見ておりますので、そちらのほうは措置しておりますことを報告申し上げます。

以上です。

○４番（藤咲芙美子君）　ありがとうございました。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小圷　孝君）　続いて、議案第38号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君）　それでは、議案第38号をご覧願います。

議案第38号　城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでありますが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策により、町の条例整備が要請されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。主な改正点は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われ療養し、労務に服することができない被保険者等に、一定期間に限り傷病手当を支給するものです。

以上、議案第38号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第38号説明資料１ページから２ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　これより議案第38号に対するご質問をお受けいたします。

４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　傷病手当が出るようになったというのは、よくなったのかなと思うんですけれども、これは、ただ、コロナウイルスに感染した今回だけの傷病手当なんだと思うんですが、そうなんでしょうか。

それから、労務に服することができなくなった３日後から労務に就くことができる日までという条件なんですが、何で休みの当日から傷病手当が出ないんでしょうか。これは傷病手当の基本的な何かがあるんですか。これはよく分かりません。教えてください。

あとは読めば大体分かりましたので、お願いします。

○議長（小圷　孝君）　健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君）　４番藤咲議員さんの質問にお答えいたします。

まず１点目ですけれども、今回、コロナウイルス関連の傷病手当が支給されるようになりました。これは今回限りというか、多分今後も継続して行われるものだと思います。

あと２つ目なんですけれども、４日目からなぜそういうふうなことになっているかとい

いますと、もともと健康保険傷病手当支給制度というのがございまして、そちらの制度にもともと３日、４日目からというような記載がございますので、そのような扱いとなっております。

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　町の規則には、４日からということは書いていないんですが、何でですか。

○議長（小圷　孝君）　健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君）　今、手持ちの資料がありませんので、ちょっと調査してお答えさせていただきます。

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　すみません、ごめんなさい。規則というよりも、この説明の、条例の中で、38号の条例で全部ざっと見たところ、３日後からというのは書いていないんですね。50銭未満の端数はとか、50銭未満の端数があるときはとか、１円未満の端数とかそういうのは書いてあるんですけれども、その日にちが、３日後から受けられるというのを書いていないんですけれども……、４日後からというのが書いていないんだ。あ、失礼しました。書いてありました。６番に書いてありました。６番の前にね。３日を経過した日からということですね。

　でも、これは報告の規則か何かにあったんですよ。報告の規則か何かには３日後というのは書いていないんですね、町の中には。何でだろう。書いていなかったんです。もう一度確認していただけますか、規則。報告の中にあったと思うんですけれども。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小圷　孝君）　次に、議案第39号を議題といたします。

　執行部より説明を求めます。

　総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君）　議案39号をご覧願います。

　議案第39号　城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策により、町の条例整備が要請されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。主な改正点は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどをしたこと、または感染が疑われ療養し、労務に服することができない被保険者等に、一定期間に限り傷病手当を支給するものです。

　以上、議案第39号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第39号説明資料１ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（小圷　孝君）　これより議案第39号に対するご質問をお受けいたします。

３番猿田正純君。

○３番（猿田正純君）　傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付のみで、前項の国民健康保険条例のようなちょっと細かい説明をしていただくことができないでしょうか。これだけだと余りよく分からないものですから、お願いします。

○議長（小圷　孝君）　健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君）　３番猿田議員のご質問にお答えいたします。

まず、なぜ国民健康保険条例のような細かいものがないかといいますと、まず、基本的に町としては、後期高齢に関しては受け付けするのみです。事務に関しては全て後期広域連合のほうで行っておりますので、今回は町で受け付けすることができるという条文を一部加えてございます。内容につきましては、先ほどの国民健康保険の傷病手当と同じでございますので、割愛しているところでございます。

以上です。

○３番（猿田正純君）　ありがとうございました。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小圷　孝君）　次に、議案第40号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君）　それでは、議案第40号をご覧ください。

議案第40号　町道路線の廃止についてご説明させていただきます。

路線名、町道2077号線、起点、大字上青山949番１地先、終点、大字上青山947地先、延長31.66メートルでございますが、この町道については、一般交通の用に供する必要がない町道であると判断し、道路法第10条第１項の規定により廃止するものです。

以上、議案第40号についてご説明いたしましたが、位置等の詳細につきましては、資料の１ページ及び２ページをご覧願います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（小圷　孝君）　これより議案第40号に対するご質問をお受けいたします。

９番関　誠一郎君。

○９番（関　誠一郎君）　細かい図を見ますと、この道路は行き止まりですよね。結局、この町道であったのを町道を廃止するということは、今後確認申請等々が出た場合はどのように対応するのか。位置指定道路をお願いするのか。まず、確認申請届が提出された場合の対応、その点をお伺いします。

○議長（小圷　孝君）　都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君）　９番関議員のご質問にお答えいたします。

当該路線については、ご指摘のとおり行き止まりの道路でございます。

また、現在地におきましては、個人所有の土地の一部であり、道路としての現況の分筆

もなされていない道路であります。

あともう一点、位置指定の件なんですけれども、現況の地籍、現状を勘案しながらその点については判断していきたいと思います。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小圷　孝君）　次に、議案第41号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君）　議案第41号をご覧願います。

議案第41号　令和２年度城里町一般会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

１ページをご覧願います。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,576万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ146億9,922万5,000円とするものです。

第２条につきましては、債務負担行為の補正を行うものです。

第３条につきましては、地方債の補正を行うものです。

２ページをお開き願います。

第１表歳入歳出予算の補正であります。

まず歳入です。

16款２項国庫補助金ですが、既定額に204万8,000円を追加するものです。総務費国庫補助金で個人番号カード交付事業費補助金74万1,000円を追加し、教育費国庫補助金で理科教育設備整備費等補助金79万円、学校臨時休業対策費補助金51万7,000円を追加するものです。

20款繰入金、２項基金繰入金ですが、既定額に6,571万2,000円を追加するものです。各種事業の歳出不足分を財政調整基金の繰入れにより補うものです。

22款諸収入、５項雑入ですが、既定額に300万4,000円を追加するものです。市町村交付金でコミュニティ助成事業助成金250万円を追加し、雑入で、イルカコンサート延期による再度チケット販売分50万4,000円を追加するものです。

23款１項町債ですが、既定額に1,500万円を追加するものです。総務費で、総務債で茨城県過疎代行事業、町道こび山線に係る過疎対策事業債を追加するものです。

続きまして、３ページをご覧願います。

歳出であります。

１款１項議会費ですが、既定額に24万6,000円を追加するものです。旅費を追加するものです。

２款総務費、１項総務管理費ですが、既定額に495万円を追加するものです。一般管理

費で旅費を追加し、企画費で主にコミュニティ助成事業補助金250万円を追加し、町民センター費で、七会町民センター正面ののり面修繕及び有害鳥獣対策工事に係る実施設計委託料132万円を追加するものです。

２項徴税費ですが、既定額に４万7,000円を追加するものです。税務総務費で旅費を追加するものです。

３項戸籍住民基本台帳費ですが、既定額に１万6,000円を追加するものです。旅費を追加するものです。

３款民生費、１項社会福祉費ですが、既定額に８万2,000円を追加するものです。社会福祉総務費、国民年金費、高齢者福祉費及び後期高齢者医療給付費、それぞれ旅費を追加するものです。

２項児童福祉費ですが、既定額に１万9,000円を追加するものです。保育所費で旅費を追加するものです。

４款衛生費、１項保健衛生費ですが、既定額に19万円を追加するものです。保健衛生総務費で旅費を追加し、環境衛生費で当初、委員謝礼として報償費で計上しておりましたが、報酬で予算を措置する必要が生じたため、報償費27万円を減額し、報酬37万1,000円を追加するものです。

２項清掃費ですが、既定額に１万円を追加するものです。塵芥処理費及びし尿処理費で旅費を追加するものです。

４項下水道費ですが、既定額に130万円を追加するものです。合併処理浄化槽設置事業費で、昨年の台風19号により損壊した集中処理浄化槽を維持管理している自治会が行う改修工事に対して補助金を追加するものです。

５款農林水産業費、１項農業費ですが、既定額に1,810万5,000円を追加するものです。農業委員会費及び農業総務費で旅費及び農業集落排水特別会計繰出金を追加し、農業振興費でグリーンツーリズム委託料1,800万円を追加するものです。

６款１項商工費ですが、既定額に2,440万3,000円を追加するものです。商工総務費で旅費を追加し、観光施設費で道の駅かつら移転基本構想策定委託888万8,000円及び道の駅移転基本計画策定委託1,546万6,000円を追加するものです。

７款土木費、１項土木管理費ですが、既定額に３万1,000円を追加するものです。土木総務費で旅費を追加するものです。

２項道路橋梁費ですが、既定額に1,500万円を追加するものです。道路新設改良費で町道こび山線の水道管移設補償金を追加するものです。

４項都市計画費ですが、既定額に10万9,000円を追加するものです。都市計画総務費で旅費を追加し、公共下水道費で公共下水道特別会計繰出金を追加するものです。

５項住宅費ですが、既定額に7,000円を追加するものです。住宅管理費で旅費を追加するものです。

４ページをご覧願います。

８款１項消防費ですが、既定額に８万円を追加するものです。非常備消防費及び災害対策費で旅費を追加するものです。

８款教育費、１項教育総務費ですが、既定額に1,691万1,000円を追加するものです。事務局費で、主に内科・歯科健診で学校医等が使用する消毒液、手袋等の消耗品費18万5,000円及び教育施設長寿命化計画策定業務委託料1,667万6,000円を追加するものです。

２項小学校費ですが、既定額に241万2,000円を追加するものです。学校管理費で学校生活支援員追加配置に伴う人件費を追加し、教育振興費で理科教材用備品購入費138万4,000円を追加するものです。

３項中学校費ですが、既定額に51万7,000円を追加するものです。教育振興費で理科教材備品購入費を追加するものです。

４項社会教育費ですが、既定額に63万3,000円を追加するものです。社会教育総務費及び公民館費で旅費を追加し、コミュニティセンター費で、新型コロナウイルス感染拡大防止による、イルカコンサート延期に伴うチケット払戻しに係る還付金50万4,000円を追加しまして、図書館・資料館費で旅費を追加するものです。

これまで旅費の追加を申し上げましたけれども、総金額は繰出金も含めまして154万8,000円となってございます。

５項保健体育費ですが、既定額に69万6,000円を追加するものです。学校給食センター費で、主なものは賠償金で、３月臨時休業分の食材加工賃等の違約金69万1,000円を追加するものです。

続きまして、５ページをご覧願います。

第２表債務負担行為補正であります。

１行目の健康増進施設指定管理料限度額２億7,782万5,000円から３行目の七会町民センター指定管理料限度額１億1,150万円まで、指定期間満了に伴い、令和３年度以降、新たに指定管理者と協定を締結する必要があることから、年度開始前の事前準備等が必要な業務を追加するものです。

６ページをご覧願います。

第３表地方債補正であります。

過疎対策事業につきましては、町道こび山線補償費1,500万円を追加するものです。

以上が、議案第41号　令和２年度城里町一般会計補正予算（第４号）のご説明ですが、詳細につきましては、７ページから18ページまでが事項別明細書、給与費明細書となっております。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　これより議案第41号に対するご質問をお受けいたします。

４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　10ページの学校臨時休業費対策補助103万7,000円、これの説明

をお願いいたします。

それから、財調が6,571万2,000円、あり余っているお金なんでしょうか。何で財調に繰り入れるんでしょうか、6,500万も。ちょっとよく分かりません。説明してください。

12ページ、集中処理浄化槽の改修事業費補助なんですが、これはどのぐらいの世帯の対象なんでしょうか。大体、これを出すということは、どこか決めているのか、それともこれから募集するのか、それとも対象がどのようになっているのか、ちょっと定かではありません。説明をしてください。

それから、農業振興費でグリーンツーリズムの件なんですが、これは町おこしとは別なんですか。推進計画と事業計画を全て出してください。

それから、道の駅かつらの移転については、基本構想策定委託が888万8,000円出ていますけれども、あと基本計画1,546万6,000円出ています。これは入札なんでしょうか。もし入札であれば見積りが……

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲議員さん、これの予算書のページ数を言って聞いてください。

○４番（藤咲芙美子君）　今まで言ったんですけれども、声が出ていない。ごめんなさい。

○議長（小圷　孝君）　ページが抜けているものだから。

○４番（藤咲芙美子君）　農業振興の12ページの５番の３款農業振興のグリーンツーリズムなんですけれども、町おこしとは別なんでしょうか。農山村で観光客の受入れということなんですけれども、これは推進計画、事業計画、ちょっと不明ですので出してください。

それから、道の駅、これは６款商工費の４．観光施設、これは金額が888万、基本計画が1,546万出ています。これは入札なんでしょうか。入札であれば見積りを出してください。

それから、13ページの町道改良関係、補償物件ということなんですけれども、1,500万。これは買収だけなんでしょうか。買収だけなら買収だけでいいんですけれども、どうなのかちょっとお聞きいたします。どのようになっているのかお聞きいたします。

あと教育費なんですが、13ページの一番下の教育費、９款、これの教育費は、教育の節のところでの説明が、教育施設長寿命化計画策定事業業務委託となっていますけれども、これは何でしょうか。ちょっとお伺いいたします。

それから、18ページの会計年度任用なんですが、これは補正前は２億849万1,000円で、比較して94万3,000円が１人分の報酬だと思うんですけれども、職員手当は全く出ていないんでしょうか。会計年度任用というのは職員手当が出ないんですか。ちょっとここら辺をお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。

○教育委員会事務局長（園部　繁君）　ただいま４番藤咲議員のご質問にお答えをいたし

ます。
９ページ、教育費国庫補助金の学校臨時休業対策費補助金についてのご質問かと思いますが、こちらは51万7,000円を計上しております。こちらは学校給食関連で、学校給食事業者への支援として支払うことができる、歳出において違約金を支払う予算を計上しておりますが、それに伴う４分の３の補助率で補助をする金額でございます。
もう一点、13ページ、教育費、歳出予算の中で、教育施設等長寿命化計画策定業務についてのご質問でございますが、こちらは、公共施設等の総合管理計画に基づきます個別計画となりまして、教育施設等の長寿命化に関する計画を策定するものです。教育施設につきましては、学校ほか社会教育・社会体育施設等を合わせて17施設の長寿命化計画を策定したいというものでございます。
以上でございます。
○議長（小圷　孝君）　下水道課長皆川尊志君。
○下水道課長（皆川尊志君）　４番藤咲議員のご質問にお答えいたします。
ページが12ページの集中処理浄化槽改修事業費補助金についてですが、こちらは那珂西地区にあります梅の杜自治会、台風19号で影響を受けました集中処理浄化槽、自治会が23世帯になります。こちらについて修繕の補助金を支払うために補正をかけたものでございます。
○議長（小圷　孝君）　まちづくり戦略課長小林克成君。
○まちづくり戦略課長（小林克成君）　４番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。
道の駅かつら関係の基本構想、基本計画の金額ということでございます。会議の冒頭、資料のほうもお配りはしてございますけれども、入札かというお話なんですけれども、この単価を決めた経緯についてお話をすればよろしいでしょうか。
これにつきましては、それぞれあの細かい単価が示されてございませんので、規定に基づきまして、２者以上の者から見積りを徴しまして内容を精査し、その結果として基本構想で888万円、基本計画で1,546万6,000円、合わせて2,435万4,000円ということで今回お願いするものでございます。細かい見積りにつきましては、入札前でございますので、ご提示することはできませんので、ご了承いただきたいと思います。
以上です。
○議長（小圷　孝君）　農業政策課長山口成治君。
○農業政策課長（山口成治君）　４番藤咲議員のご質問にお答え申し上げます。
予算をちょっと前後して申し訳ないんですが、農業振興費のほうでございます。グリーンツーリズム事業のご質疑でございますが、本事業につきましては、議員ご承知のとおり、城里町の財団法人城里町開発公社が、法人改革によりまして一般財団法人に平成26年度に移行いたしました。その際に、公益目的事業というのを実施する必要がございまして、そ

の際にグリーンツーリズム事業を公益目的事業と位置づけ、開発公社のほうへ業務の委託をしているものでございます。

ご質問の事業内容につきましては、１つ目が各種体験活動ということで、こちらについては、地域の食材などを生かしたそば打ち、コンニャク作り、カレー作りなどの食の体験を施設のほうで行っていただく。それと、天文台などを利用した星空観察会の開催。それと２つ目としましては、健康増進事業ということで、施設の目的であります健康増進でありますが、こちらにつきましては、プールが設置してございますので、このプールを利用しました水泳教室の実施、それとプールを利用しました水中運動などによる生活習慣病の予防、それとキャンプ場の宿泊施設を利用しました各種団体の合宿、スポーツ交流などが主な事業目的となってございます。本予算につきましては、これら事業実施に伴う経費ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小圷　孝君）　都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君）　それでは、４番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

13ページ、７款土木費、道路新設改良費の補償、補填及び賠償金1,500万の件でございますが、こちらにつきましては、買収費なのかというご質問がありましたが、こちらは物件移転の補償費でございます。内容についてでございますが、町道４号こび山線においては、県代行事業で行っているところでございますが、Ｒ元年度の県の最終年度によりまして、予算が補正予算で確定したことにより、事業範囲の確定に伴いまして、町における上水道施設の配水管及び送水管の布設替えに伴う町負担分の事業費でございます。

○議長（小圷　孝君）　総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君）　18ページの会計年度任用職員の職員手当が出るのかというご質問でございますけれども、働く時間等にもよりますが、基本的には支給されます。

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　ちょうど気づいたところから質問いたします。

支給されるということは、ここにのっていないんですけれども、どこから出るんですか、会計年度任用。

これは、出されるところを全部きちんと書いてあるんですよね。でも、何か94万3,000円のお金が、これは職員手当の中には入っていないんですけれども、入っていないのに出されるというのは、どこから出るんでしょうか。それが１つ。それをお願いいたします。

それから、教育費で17の施設とお答えいただきましたけれども、これは黒澤止幾の施設は、整備とかというのは報告のほうでもいろいろ出されましたけれども、パンフレットが出ています。これは黒澤止幾の施設が、設計ですか、そういうのは入っているんでしょうか、お聞きいたします。

それから、12ページの農業振興、グリーンツーリズム、今ご説明いただきましたけれど

も、ちょっと１年間の推進計画、事業内容、お忙しいとは思いますけれども、表を出していただきたいと思います。
○議長（小圷　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。
○教育委員会事務局長（園部　繁君）　ただいま４番藤咲議員さんからのご質問で、17施設の中に黒澤止幾の関係のものはあるかということでございますが、17施設の中には、既存の有している建物ということで、学校や給食センター、コミセン、公民館、体育館等で、黒澤止幾関連のものは一切入っておりません。
以上です。
○議長（小圷　孝君）　総務課長鯉渕和己君。
○総務課長（鯉渕和己君）　先ほどの任用職員の職員手当、すみません、今回の補正で職員手当が増えていないということなんですね。これは、今回、その新たに１人増えるということで、学校生活支援員の方を増やすということです。この方については、時間等の関係上、職員手当の支払いがないということで、その部分は増えていません。
○４番（藤咲芙美子君）　分かりました。ありがとうございます。
○議長（小圷　孝君）　農業政策課長山口成治君。
○農業政策課長（山口成治君）　藤咲議員のご質問でございますが、計画のほうにつきましては、後ほどご提出のほうをさせていただきたいと思います。
○４番（藤咲芙美子君）　よろしくお願いします。
○議長（小圷　孝君）　財務課長舩橋行子君。
○財務課長（舩橋行子君）　９ページの財政調整基金の繰入金の件でございますけれども、こちらにつきましては、財源が不足している部分を、財政調整基金を繰り入れて補うという解釈でございます。よろしくお願いいたします。
○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。
９番関　誠一郎君。
○９番（関　誠一郎君）　10ページの総務費、18節の負担金及び交付金の市町村交付金で250万入ってきて、この250万丸々、コミュニティ助成事業補助という、内容を教えてください。
○議長（小圷　孝君）　まちづくり戦略課長小林克成君。
○まちづくり戦略課長（小林克成君）　９番関議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。
後ほど報告事項の中でこの内容について報告する案件がございまして、その中で細かい説明をさせていただきたいというふうには考えてございました。
ただ、今回の250万円につきましては、後ほどご説明いたしますけれども、阿波山区のほうから申請がございまして、その内容で計上させていただいております。後ほど詳しく説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○９番（関　誠一郎君）　はい、了解。
○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。
３番猿田正純君。
○３番（猿田正純君）　11ページの一番下、第１項保健衛生費、それの第６目環境衛生費の、36号で藤咲さんが若干お聞きをしましたけれども、この内容の中でちょっと４点ほど質問をしたいんですが、まず、この審議会というのは何を審議する会なのか。
２つ目が、なぜ報償金から報酬のほうに替えて、10万円を増額してあるのか。
３番目、先ほど委員は15名ということですが、これは年に何回ぐらい開催をされる予定なのか。
４番目に、メンバーは、これは公開はできるものなのか。
そこをちょっとお伺いいたします。
○議長（小圷　孝君）　町民課長補佐加藤孝行君。
○町民課長補佐（加藤孝行君）　審議会の内容なんですけれども、城里町における、主に環境面ですね、自然環境面の内容とかを審査するものです。報償費から審議委員会に移ったというのは、規則により審議委員会の費用というのは報償費ではなくて報酬のほうから払うということになっていまして、その辺を替えました。
あとは、審議会のメンバーは15名以内で、年に７回、会をする予定です。
あとメンバーは、要綱がありまして、その中で定めてあります。後ほど、すみませんけれども、要綱のほうを提出させていただきたいと思います。今手元に資料がないもので、はっきりとはまだ決まっていないんですけれども。
○議長（小圷　孝君）　はっきりと決まってないのを、こういうところに出すんじゃない。
○町民課長補佐（加藤孝行君）　要綱の中でそこからやるとか、そういうことを……。
○議長（小圷　孝君）　はっきり決まってないやつを予算に出すんじゃない。ほかは。
○３番（猿田正純君）　まだ答えがないんですけれども、この10万円アップした理由は何なんですか。
○議長（小圷　孝君）　聞かれていることをちゃんと答えてやって。
町民課長補佐加藤孝行君。
○町民課長補佐（加藤孝行君）　城里町の報酬の規程による金額に合わせたということです。
○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。
○町長（上遠野　修君）　ちょっと補足させていただきますと、何とか検討会というのは、法令に基づかない検討会なんですね。町で何か検討するために、検討しますよという、検討会をつくるときは、別にこの条例を定めないで、報償費でよくて、単価もある程度安くてもいいんですが、環境基本計画というのは、この環境基本法って、法令に基づく計画、国でつくった法律があって、その法律に基づいて各自治体で環境基本計画をつくりなさい

という、そのために審議会を置きないというふうに法令で決まっている審議会なので、これは報償じゃなくて報酬をちゃんと条例で定めることになっていると。その単価が、町の検討会より条例で定める報酬の単価のほうが一般的に高いので、金額がアップしているということです。

委員のメンバーは、専門家から何人とか議会から出すとか枠が決まっているんですけれども、まだその決まった枠の方全員に内諾を得ているわけではないので、現時点では、誰がメンバーになるということはまだ申し上げられないところなんですが、議会とか専門家とか住民代表とか学識経験者とか、それぞれの枠から委員が選出されることになります。

以上です。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　今の質問なんですけれども、何で条例だから10万円手厚くしなければならないとか、何なのか、その根拠が見えないんですけれども、もう少し詳しく説明していただけますか。何か本当に国から来るものだ、どこから来るものだからって、本当に上げているって、根拠もないのに上げているというのは納得できないんですけれども。

○議長（小圷　孝君）　町民課長補佐加藤孝行君。

○町民課長補佐（加藤孝行君）　報償費なんですが、当初予算では委員謝礼として計上していたんですが、地方自治体法第203条第２項では、審議会は報酬を支給しなければならないと規定があるため、６月の定例会において、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正して、併せて報償費から報酬へ振り替えたところであります。

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　だからその報償から報酬に切り替えたとかというのがあるんですけれども、根拠が何なんでしょうかと。10万円でなければ駄目なんですか。５万では駄目なんですか。何でこんなに10万も上げなければならないのか、環境整備に。ちょっとよく分からないんですけれども。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　報償と報酬の違いということなんですけれども、報償の場合は、条例で単価を決めなきゃいけないという性質の報酬でして、法令に基づかない、町で何か検討しましょうということで、町の裁量で立ち上げる検討会は報償のほうで、これは条例じゃなくて規則とか要綱で安い単価を決めてもよいことになっているのが、町の検討会とか。報酬のほうは、これは法令に基づく審議会ということなんですね。町の条例じゃなくて、国の何とか法に基づいて、各市町村でこういう審議会を開いてこういう計画を立てなさいという、法令からの委任事務に委任されてやる審議会というのは、これは非常勤特別職で、条例で報酬を定めなさいというふうになっているわけです。

ほかの審議会がみんな4,000円なのに、環境審議会だけ4,000円じゃなくて2,000円とか安くしちゃうというのはおかしなことなので、大体そのメンバーとして、議会代表の人とか区長会の代表の人とか商工会の代表の人とか、それが会長が出てくる場合があれば、副会長が出てくる場合もあれば、それはそれぞれの推薦団体で、今回はこの人を出しましょうということで出してくるわけですけれども、ほかの審議会と違う単価にしちゃうのは、委員さん、恐らく県、いろんな審議会へ同じ人が出たりすると思いますので、それもおかしな話ですので、この単価で、それから人数と会議の回数から予算が計算されるということですので、報償と報酬の違いということでよろしいでしょうか。

環境基本計画というのは、環境省が持っている法律、環境基本法に基づいて各市町村が、自然環境を守るために基本的な事項、自然を大切にするために教育をしますとか、ごみ処理についてリサイクルに取り組みますとか、電灯のＬＥＤ化を進めますとか、一番町の環境政策を広く薄く記載するための計画になります。その下に個別のごみ処理計画とか地球温暖化計画とか事業が入ってくるんですが、広く薄く全般的な方向性を定める審議会でございます。

○議長（小圷　孝君）　ちょっと暫時休憩しましょう。

午前１１時１９分休憩

午前１１時３０分再開

○議長（小圷　孝君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、４番藤咲芙美子君の質問に対して、健康保険課長よりちょっと説明があります。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君）　議案第38号につきまして、先ほど、藤咲議員さんからご質問いただきました。こちらにつきましては、傷病手当の支給につきましては、国保条例には、条例または規則の定めるところにより行うことができるとされておりまして、今回、城里町国民健康保険条例を改正し、定めたものであります。

支給要件、支給額、適用期間につきましては国から示されておりまして、現在、コロナに関しましては、令和２年１月１日から９月30日までとなっております。要綱や規則がないのは、条例の中に定めているため、新たに制定はしておりません。

よろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　続きまして、３番猿田正純君から質問がございました先ほどの環境のやつの資料を配付いたしまして、その後、説明しますので、資料配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（小圷　孝君）　では、町民課長補佐加藤孝行君。

○町民課長補佐（加藤孝行君）　今、配りました資料のほうを見ていただきたいと思います。

その中で、補正理由ということで、令和２年度に予定されている環境基本計画策定において、町議会議員をはじめ学識経験者や各団体代表者に町が委員委嘱し、環境審議会を設置する予定であります。当初の予算では、環境審議会委員に対する謝礼として2,000円掛ける15名を計上していたんですが、地方自治法第203条の２では、審議会には報酬を支給しなければならないと規定されており、同条第４号において、額並びに支給方法は条例でこれを定めなければならないと規定されているため、今回、議案第35号のほうで議案を出しました。

以上のことから、環境審議会においては、報酬を支払う旨の予算措置が必要であるとなりました。予算額については、城里町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例におけるほかの審議会での会長、委員長報酬に合わせて審議回数を見直した上で補正することになりました。

以上です。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

３番猿田正純君。

○３番（猿田正純君）　今配付していただきましたこの書類の中に、学識経験者や各団体の代表者が町の委員委嘱としというようなことなんですけれども、学識経験者の人たちに、36号でしたか、さっきの会長が日額4,000円で委員が3,500円、このぐらいで来てくれるような人ってそろいそうなんですか。それとも本当に将来の環境問題のこと、環境アセスメントとかを考えながらやるんであれば、ただ町の町民の人たちを呼んで雑談みたいなことで終わるんだったら、やらないほうがいいんじゃないかと思いますので、先々これが決まってメンバーが決まりましたら、必ず議員に報告をお願いいたします。それだけはお願いします。

以上です。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　植物の専門家とか水生生物の専門家とかそういった方も、水鳥の専門家とか、そういった方にも何人か入ってもらうんですけれども、そういう方々は、大学の先生とか公的機関の職員とかである場合が多いので、高額の報酬を出さなくても、そういった行政の環境審議会に参加して環境基本計画の策定に関わるというのは名誉なことであるので、そんなお金ではなくて、ちゃんと専門家が来てくれますので、その専門家の報酬については、ちゃんと町民代表だけじゃなくて、学識経験者もちゃんとした人が来てくれると思いますので、メンバーはまだ頼んでおりませんので、引き受けてくれた人が決まりましたら、そのときには報告をさせていただきます。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

２番加藤木　直君。

○２番（加藤木　直君）　14ページの一番下に、教育費の中で、今回新型コロナに関する

違約金ということだと思うんですけれども、69万1,000円、賠償金違約金という、この内容について、細かくお聞かせいただきたいと思います。

〇議長（小坏　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。

〇教育委員会事務局長（園部　繁君）　２番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

こちらの違約金に関しましては、学校給食関連事業者に対する違約金でございます。国のほうから学校臨時休業対策費補助金という補助制度が今回のコロナ対策関係で創設をされました。

この中で、全国一斉臨時休業に当たり、学校給食関係事業者に多大な影響が生じているということで、学校給食を主に事業を中心としている事業者等に支援をするというような目的で、違約金等が発生した場合には、この補助金を活用して支援をするというようなものになっております。

今回の違約金の内容につきましては、主に学校給食関係の食材ではなく、加工賃について補償をするということで、主に今回の69万1,000円につきましては、学校給食会等への加工賃の補償費という形で違約金を支払うものとなっております。

また、先ほどの補助金につきましては、この違約金に対しまして４分の３が補助されるという制度になっております。

以上でございます。

〇議長（小坏　孝君）　２番加藤木　直君。

〇２番（加藤木　直君）　加工賃ということなんですけれども、ちなみに、どういった食材の加工賃なのでしょうか。

〇議長（小坏　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。

〇教育委員会事務局長（園部　繁君）　ただいま２番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

加工賃につきましては、パン、麺、米飯、中華麺の加工賃ということでございます。

〇議長（小坏　孝君）　２番加藤木　直君。

〇２番（加藤木　直君）　分かりました。

違約金ということですので、通常ですと、契約等で定められた事項に違反した場合に支払いをするというのが通常の違約金というものだとは思うんですけれども、こういった契約の中にはそういったものが入っていたのか、それとも入っていなくても、今回、国からの通達ということで、そういったことを始めたのかということをお伺いします。

〇議長（小坏　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。

〇教育委員会事務局長（園部　繁君）　ただいま２番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

違約金に関しましては、契約上には明確には規定はされておりません。

以上です。

○２番（加藤木　直君）　分かりました。それでは、国からの通達に従って行っているということでよろしいですか。分かりました。

もう一点、よろしいですか。

今回の予算を見ますと、３月の定例議会の中で修正案を出しましたグリーンツーリズム、それから、道の駅に関する件なんですね。２点そのまま、しかも金額も増額された中で提出されているということなんですけれども、これにつきましては、多分改めて資料等も配付されておりますので、この２件については丁寧な説明が改めて町長のほうからあるのかなというふうには思いますけれども、ございますか。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　グリーンツーリズムにつきましては、所管の教育産業委員会で３月の委員会の中で、特に質問等もなかったのですが、突然削除されてしまったということで当惑しているところでありますが、削除されたということで、もちろんもう一回、所管の委員会でしっかりと資料を示して、グリーンツーリズムの内容、それから経緯等についてしっかりと説明をいたしたいということで、去年の決算に基づいて今年の計画を説明しますので、決算の監査がようやく今週終わりまして、来週ちょっと理事会を何とか開いて、議会の初日には資料を示して、委員会で詳しく説明したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小圷　孝君）　２番加藤木　直君。

○２番（加藤木　直君）　道の駅についてはどうですか。これ、資料を提出されていますけれども。これは改めて説明があるんですか。

○議長（小圷　孝君）　資料があるんだったら、配付してください。

町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　道の駅の資料ということなんですが、設計図面等は県が持っているものですから、道の駅に係る橋の図面等を配付してくださいと言われましても、私どもも図面そのものは持っていないものですから、確かに測量してこれから図面を作成するんでしょうから、図面と言われましても、県の事業なので、これ以上の図面は私も隠しているわけではなくて、ないというところです。

道の駅のかつらに引っかかる形で橋の計画がなされているということは確かですので、それに伴って移転しなければいけないと。それは、昨年９月の一般質問でも答弁いたしましたとおり、県としては、４つのルートの中で道の駅かつらに真っすぐ引っかかるようなルートが経済的にも最も優れたルートということで町に説明がありましたので、それに従って、町は移転の計画を今、立てているところです。

○議長（小圷　孝君）　２番加藤木　直君。

○２番（加藤木　直君）　昨年６月と今言いましたけれども、多分９月だと思いますけれ

ども。昨年９月３日、たしか定例初日ですけれども、このとき常北、桂の自民党、それから議会議員がこの３階の会議室に集まって、あの橋については現在どのような形で進捗しているのかと。かかるのかかからないのかということを町長、担当課にお伺いしましょうということで、たしかやったと思うんですけれども、これが９月３日ですね。そのときに町長のほうから、まだ幾つかの案はありますけれども、まだ決まってはおりませんと、決まりましたら皆様にご報告をいたしますよということだったと思います。そういうふうに記憶をしております。

９月10日の一般質問において、三村議員さんからの質問において、既にそのときに決まったというような発言をされているんですけれども、そうすると、９月３日から10日の間に、県のほうからの何らかの打診があったということなんだと思うんですよね。でなければ、９月３日のときにはまだ決まっていないんですよと、幾つかの案はありますけれども、決まりましたら皆様にお話しいたしますよということを自民党さん、それから我々議会議員がいるところで言われました。

いつ、どういった形で県のほうから連絡があったのか、それとも文書であったのか、私たちも三村議員の一般質問の中でそれは聞きましたけれども、それはあくまでも一般質問に答えた形で、それを報告という形で私たちは聞いたことがないので、いつ町長のほうからそれが決まったという報告があるのかなというふうに思っていたんですけれども、ある道の駅の役員さんとかのいろんなお話を風のうわさで聞きますと、もう町長は既に決まって道の駅は動かなくちゃならないんだと、にもかかわらず、議会から了承を得られないと、今回の３月のあれですね。修正案ですね。これを削ったという部分で了承を得られていないんだということを言われているようなんですけれども、正式な形で私たちまだ聞いていないんですよね。これ、いつそういったのが土木事務所から話があったんですか、県のほうから。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　議事録に残る形で、議場で話すというのが最も正式な回答だと思います。全協で話すとか説明会で話すとかではなくて、議会の一般質問で質問されて、道の駅かつらのところに橋が来ますというふうに答弁したというのが、これ以上に正式な回答の仕方はないというふうに思います。自民党の何とかのところで答えなかったというんですが、それは全員の議員が参加しているわけじゃなくて、自民党の幾つかの役員の人と一部の議員さんがいる場で回答するというのは、それは正式な回答ではなくて、議場の一般質問で回答するというのが最も正式な回答の仕方だったので、あの答弁こそが正式な報告ということになります。

そして、答弁をする前には、茨城県の土木のほうにも、こういう答弁をしますよという答弁調整、こういう一般質問が来ているので、こういう答弁をしていいですかという答弁調整をして、それで、こういう答弁をしても茨城県としては文句を言いませんという、い

ただいて答弁するわけですから、それが正式な回答といいますか、それ以上に正式な回答の仕方はないというところです。

○議長（小圷　孝君）　２番加藤木　直君。

○２番（加藤木　直君）　何を言っているかよく分からないですけれども、いずれにいたしましても、そうしますと、自民党さんにはもう既に言ってあるということですね。

それと今、町長からお話ありませんでしたけれども、じゃ、どういった形で県のほうからこういうふうに決まりましたよというのが９月３日から10日の間にあったんですか。

○議長（小圷　孝君）　町長、今の発言はおかしいんじゃないの。やっぱりはっきり県のほうからないのに、三村君の一般質問で正式な答弁、これに勝るものはないなんて言っているけれども、ちゃんとそこら辺、答えてやってください。

町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　いや、何度も言うんですけれども、議会に対して報告する方法として、議場で一般質問に対して答えるというのが最も公平で正しい回答の仕方だと思うんですが、全員協議会は全員が参加しないときもありますし、議事録に残らないですし、一般にも広報されないですし、新聞記者さんも入れないので、やはり正式な回答というのは、傍聴者も入れて新聞記者も入れて、全員の議員がいるところで、公式に質問されて公式に回答して議事録に載ると、これが一番正しい報告の仕方だと私は思うので、そういった形で報告をさせていただきました。

自民党の一部の人に対してどういうやりとりがあったかというのは、それはやっぱりちょっと議会で話すこととはまた違うのかなというふうに思います。自民党の役員の人に何を言ったとかどういう話があったかというのは、それは特定政党の中の話ですから、ほかの党の人とどういうやりとりがあったのかとかそういう話も多分こういう場ではしないと思いますので、また議会とは別の場で議論することなのかなというふうに思います。

○議長（小圷　孝君）　２番加藤木　直君。

○２番（加藤木　直君）　ちょっと何を言っているかさっぱり分からないんですけれども、そうしますと、議場の中で一般質問に答えたことが、これは大変重要なことなんだというふうに町長言われていますけれども、ちょっとほかの例を言いますと、前も29年６月の、私たちは議員になっておりませんけれども、このとき、アツマーレの問題で、本当に1,500万円であそこの管理ができるんですかというような質問が阿久津則男議員からありました。そうしましたら、そのときの回答が、間違いなくできますと。しかも、その見積書も存在しますよと言われましたよね。百条委員会の中で、そのように町長は発言されていますけれども、どうなんですか、見積書はあるんですかと言ったら、いや、それは安芸高田市の広島のほうでやっているところがあるから、どこかにはあるんじゃないですか、それはと。そういった回答をされたんですよ。その後、また今度は、それは証人喚問ではありませんけれども、意見交換会の中で、こういうふうに町長言っているじゃないですか

と言ったら、すみませんでしたと、それで終わっちゃっているんですよ。すみませんで済むようなやつを、決まりましたよと三村議員の質問の中で答えて、それが正式なものなんだと、皆さんに訴えたものなんだと言われても、私たち信用できないじゃないですか。一度も二度も三度もそういうことがあるんですから。何度も何度もそういうふうに虚言というんですか、本当のことじゃないことを言われて、私たちはそれを信用することができるんですか。どうなんですか。

〇議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

〇町長（上遠野　修君）　別の話題になったと思うので、今回は道の駅かつらと123号線の話だけにしてください。

以上です。

〇議長（小圷　孝君）　暫時休憩します。

午前　１１時５３分休憩

午後　　１時０４分再開

〇議長（小圷　孝君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教育長から、公務により午後は欠席するとの報告を受けております。

鯉渕議員も午後から欠席になっております。

会議再開前に、総務課長より答弁漏れを説明させます。

総務課長鯉渕和己君。

〇総務課長（鯉渕和己君）　休憩前の中で、４番藤咲議員さんからの議案第41号一般会計の中で、旅費の総額は幾らになるんだというご質問がありました。137万1,000円であります。

以上です。

〇議長（小圷　孝君）　議案第41号からの質疑に入ります。

ありませんか。

８番河原井大介君。

〇８番（河原井大介君）　ちょっと補正のやつで確認作業をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

今回の一般会計の補正予算の中身なんですが、これ教育関係なんですが、子供たちへの健康の保障に対しては、アルコールとかそういったものがあるということなんですが、もうちょっと、今日議会のほうに提出された資料では、夏休みが減ってきたり、20日間ぐらいなんですか、正味２週間ぐらいとか、あと、学校再開に向けた今後の対応についてということで分散登校等とあるんですが、今回の補正予算の中で、学力の保障についてどういった教育委員会で話し合いがされているか、ちょっと教えていただければというのがありました。

今回の分散登校についても含めてなんですが、緊急性を要する再開される学校の話ですし、教材とかを買うとかいろいろあるんですが、学力の保障についてどういうような指示を各学校に出しておられるのか、どのような対策がされているのか、教育委員会のほうでちょっと内容について詳細に、この３か月間の中身をちょっとご説明ください。

○議長（小圷　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。

○教育委員会事務局長（園部　繁君）　８番河原井議員のご質問にお答えいたします。

３月から学校休業を引き続き春休みと休業後、一時４月の入学式後、学校を再開いたしましたが、再開後すぐに５月末日まで学校休業となったところではございます。

６月１日からは、一斉により午前中の登校、来週８日からは通常登校ということで、授業再開に向けて進めているところでございますが、休業中につきましては、３月いっぱいの学期末の学習できなかった部分についての復習、課題のプリント等を配布して学習支援をしたほか、４月以降につきましては、週１回程度、教職員の家庭訪問やまたは電話の連絡等を行いながら、学習支援や健康状態の確認等をしてきたところでございます。

５月からは、週１回から２回の分散登校を実施し、やはり学習の進み具合等を確認してきたところでございますので、また来週から、学校再開に向けて遅れ等がないかどうかを確認しながら授業を進めて、夏休み期間中につきましても、夏休み休業期間を約２週間に短縮しまして、授業を実施してまいるというところでございます。

以上でございます。

○議長（小圷　孝君）　８番河原井大介君。

○８番（河原井大介君）　分かりました。

いずれにしても、教育委員会のほうで、学習の格差が生まれてきているかどうかについてはこれから判断をし、また文科省から、多分この３か月の間に四、五回ほど通達がなされているように聞いております。それは学習指導も含めてなんですが、その中で、文科省なんかも言っているのは、基本的にコロナの対策について、大枠としてはこの内容で間違いはないと思うんですが、それ以上に各市町村、自治体によって、独自のプランニング、まさに学習指導等々も考えてくださいねという、確かに言葉が入っているというふうに思っております。

でも流動的に変わっていく、もちろん補正で、９月かもしれませんし、そういった中でこの学習の遅れを取り戻すための教育的な公的な支援も含めて、これから検討がなされていくのかというふうに思っていますし、また、これまでにそういったことを想定していて、今やっていたことは、今日現在まで教育委員会ではなかったというふうに感じますので、これから様子を見る、今までやってきたということは分かるんですが、今までのコロナの休校中の間に、教育委員会が独自的に何かやったという形が報告、連絡、相談もないですし、よく分かりませんが、その中身については余り独自性があったものではないんだろうなと、今回の補正にも組まれていませんから、そういうふうに推察しますけれども、今後

そういうふうにならないというわけにもいかないと思いますので、そこのところには留意をして、子供たちの教育を。

それから１点、この間、住民の方からも聞いたんですけれども、ふれあいの船の事業がなくなったということでよろしいでしょうか。これ１点だけ確認させてください。

○議長（小圷　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。

○教育委員会事務局長（園部　繁君）　ただいま８番河原井議員のご質問で、ふれあいの船事業についてということですが、ふれあいの船事業につきましては、中止のほうを決定をさせていただいたところです。

○８番（河原井大介君）　それは延期も含めてということですか。

○教育委員会事務局長（園部　繁君）　現在のところは、中止ということで保護者の方にはお知らせをいたしました。

○８番（河原井大介君）　いいです。分かりました。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございますか。

７番三村孝信君。

○７番（三村孝信君）　教育委員会にちょっと１点だけお尋ねしたいのは、藤咲議員さんと阿久津議員さんが一般質問の中でも教育問題を取り上げていますので、そこでもお聞きできるのかなと思ったんですが、今のコロナのずっと休校が続いた状況で、オンラインの授業とかというのは、小・中学校を含めて当町では行っていたのか、ちょっとお答えください。

○議長（小圷　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。

○教育委員会事務局長（園部　繁君）　７番三村議員のご質問にお答えいたします。

城里町教育委員会といたしましては、独自にオンラインの授業というものは実施はしておりませんでした。一部ＡＬＴの方の協力を得て、外国語関係の動画を作って配信と、あとは県、国などから動画等のコンテンツが紹介されておりましたので、そういった紹介というところにとどまっております。オンライン授業の実施を余りできなかったという点につきましては、町内小・中学校児童・生徒の家庭、児童・生徒自身の端末等のインターネット環境が全てそろっているということが把握できていなかったためというふうに認識しております。

○議長（小圷　孝君）　７番三村孝信君。

○７番（三村孝信君）　私立の学校あたりだと、逆にこういう状況をチャンスだということで、オンラインの環境をフルに利用して、学力に差をつけるという感覚というか、学力を増進するチャンスにしようという取組もしているところもあるんだよね。そういう中で、公立の学校等が環境面において遅れを取っているというふうに感じます。

これから補正予算等で、国からオンラインの授業等を実施するに当たって、ソフトウェア、それからＷｉ－Ｆｉ等のハード関係、そういったもので補助金というのは見込めない

のか、もし分かればお答えください。
○議長（小圷　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。
○教育委員会事務局長（園部　繁君）　７番三村議員のご質問にお答えいたします。
オンライン授業に関わる機材関係の補助関係につきましては、国のＧＩＧＡスクール構想というものが昨年末に発表されまして、５か年で整備をするという当初の計画でございましたが、こちらを国のほうも前倒しをして、できるだけ早く整備するということで、当初は、今年度３学年分を構想として町でも検討してまいりましたが、全学年にタブレットの１人１台を達成できるように、９月補正等を見据えて考えていきたいと思います。
よろしくお願いいたします。
○議長（小圷　孝君）　７番三村孝信君。
○７番（三村孝信君）　心強い答弁です。
Ｗｉ－Ｆｉ環境になくても、通信会社が学生に限っては50ギガまで無料だと、そういうことも提供しようというような時代ですから、ぜひ９月補正でできれば取り組んでもらいたいと思います。
ついでといっては何ですが、こういう機会に、議長も前におっしゃっていたけれども、議会でもタブレットを利用して、委員会等は幾らでもできますよね。まさに時代の要請だと思うので、議会等も予算化をしてタブレットを整備して、率先してそういったことに取り組んでいくようにしなければならないんじゃないかと思いますよ。議長。議長が答弁するわけじゃないからね。そういうことで、教育委員会、よろしくお願いします。
以上です。
○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。
２番加藤木　直君。
○２番（加藤木　直君）　先ほどの続きになりますけれども、まだちょっと答弁されていない部分をお願いしたいと思うんですけれども、あそこの御前山大橋なんですけれども、県のほうからいつ決定の通知があったのか、どういった方法で。お答えいただけますか。
○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。
○町長（上遠野　修君）　決定通知とかそういうのというのはございませんが、昨年の９月の議会でこういう質問が出ているので、こういう回答をしてよいかということで、答弁調整をする中で、道の駅のかつらにかかるルートが県として最適なルート案であると、そういう答弁をしてよいということで、確認を取っておりますので、それがお知らせだということだと、県知事名で決定通知とか、そういうものではないというふうに思います。
また、補助金ではありませんので、そういったものは出ないと思います。予算がついて測量されて、設計が出てきたら、地権者に図面が示されてということだけで、町宛てに何か公文書で図面が送られてくるとか、そういうのはまだ、そういうことは今のところないです。

ただ、実際に詳細な図面はないにせよ、御前山荘あたりから直角に川を渡って、そして国道というのはつけられるカーブの角度に制限がありますので、直角には曲がれないので、国道として技術水準で許されるアールをつけて、今の123号にすりつけようとすると、多少動かしても道の駅かつらがぶつかることは避けられないということは間違いありませんので、図面は、確かにまだきちんとした図面はありませんが、道の駅かつらに引っかかってしまうということは間違いないと聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　２番加藤木　直君。

○２番（加藤木　直君）　分かりました。

そうしますと、一般質問でこういったものが出ているので、このように答弁してよろしいかということは、もう既に議会が始まる前に一般質問が出ておりますので、そのときには分かっていたということでよろしいですね。ということは、９月３日の初日の開会の日にはもう既に分かっていたと。それで、10日の一般質問にはそのように答えたということでよろしいですか。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　３日の時点で、道の駅かつらにかかるというのはある程度分かっていますけれども、ただ、ある程度分かっているということと、その場でしゃべっていいかということは、またひとつ違いますので、きちんと確認をとって、ここまでしゃべっていいよという確認を取ってから議場でお話ししたということです。

○議長（小圷　孝君）　何でうそをつくんだっぺね。

２番加藤木　直君。

○２番（加藤木　直君）　何を言っているかさっぱり分からないです。

とりあえず大体のことは、もう９月３日の説明会のときには分かってはいたけれども、それをしゃべっていいかどうかという許可は得ていなかったということでよろしいんですね。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　そういうふうに記憶しております。文書で確認しているわけじゃないですが。

○議長（小圷　孝君）　もう終わりにしてください。

○２番（加藤木　直君）　もう結構です。ありがとうございます。

○議長（小圷　孝君）　だって、自民党と一緒に説明受けていて、何で隠している。

ほかにございませんか。

４番藤咲芙美子君。簡潔にいきましょう。

○４番（藤咲芙美子君）　５ページ、債務負担行為３項目あるんですけれども、野外活動センター指定管理料というのは、ふれあいの里の野外活動ではないですか。これはふれあいの里は入っていない野外活動ですか。

○議長（小圷　孝君）　まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　４番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

野外活動センターの中には、ふれあいの里とグリーン桂うぐいすの里、それぞれ入っております。

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　野外活動センターというのはバーベキューとか、それからテニスコートとかだと思うんですけれども、これ以外には使われないということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（小圷　孝君）　まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　４番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご質問のとおり、この中でキャンプ場の中の指定管理料ということでご理解いただきたいと思います。

なお、本日、資料のほう提出をさせていただきました。ここで、積算資料のところ、ちょっと細かくて本当に申し訳ないんですけれども、見ていただきますと、780万円年間というようなことでございます。これにつきましては、うぐいすの里の指定管理料というようなことでご理解いただきたいと思います。ふれあいの里につきましては、管理料のほうは今現在かかってございません。

以上です。

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　これは、野外活動センター指定管理料というのは、ふれあいの里が主ですか。それとも別な古内とかそちらのほうの活動運動のところを指しているんでしょうか。

多分全部含まれているのかもしれませんけれども、今の答弁だと、ふれあいの里も入っているということですね。でも、ふれあいの里は、町では指定管理料というか、出していないんですよね。町からの補助というのはね。出していないのに、指定管理料になってからということで、町で補助を出すというのはどうなのかなというのがちょっと心配になりました。答えてください。

○議長（小圷　孝君）　まちづくり戦略課長小林克成君。

明解に答えてやってください。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　４番藤咲議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

私の説明がちょっと分かりづらくて大変申し訳ございません。城里町総合野外活動センターという指定管理料の中には、藤井川ダムふれあいの里の施設については、予算のほう

はゼロ円ということであります。グリーン桂うぐいすの里の管理料につきましては年間780万円かかっているというようなことで、大変見づらい資料で申し訳ありませんけれども、そのようなことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　分かりました。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

３番猿田正純君。

○３番（猿田正純君）　今の債務負担行為の中の、ちょっと白々しく聞くようで申し訳ないんですけれども、１番の健康増進施設の指定管理料、この4,000万円プラス1,728万3,000円、これが来年から５年間続きますけれども、この1,728万3,000円は、もう一度教えていただけますか。

○議長（小圷　孝君）　まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　３番猿田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、いろいろと議員各位からもご質問を受けておりますグリーンツーリズムに関する経費でございます。なぜ分けるのかというような議論もいろいろおありになったかと思いますけれども、令和３年度からの予算の中では一本にしてやっていこうというようなことで、この中に予算計上をさせていただいたところです。ご理解のほどいただきたいと思います。

○議長（小圷　孝君）　３番猿田正純君。

○３番（猿田正純君）　ちゃんとした名前を出していただきましてうれしいんですが、結果的には、来年から一般会計のほうに入れなくて済むということで、こっちのほう、債務負担行為のほうに入れちゃおうというようなことですよね。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　ホロルの湯ですとかその他野外活動センターについて、指定管理の更新がこの後ありまして、今度５年間の契約を結ばなくてはいけないんですが、それに当たって、一般公募をやるべしというようなご意見を３月にいただきましたので、一般公募をやる際には、結局幾ら町から払うのかというのをしっかりと明示した上で一般公募をしなければなりませんので、これまで別々にやっていたものを一本化した上で一般公募をして、指定管理者を決めていくと。そのために債務負担行為を今回上げたものであります。

指定管理料がかたまっていないと、公募自体ができませんので、公募をするために今回６月で指定管理料の債務負担行為をいただきまして、公募手続に３か月以上はかかると見ておりますので、12月の議会で指定管理者の承認をいただくと、そういうスケジュール感

の中で、６月に債務負担行為、その後、７月か８月に公募を開始して、10月か11月に指定管理者を決定して、12月の議案になっていくというスケジュール感の中で、６月にお願いしたところです。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　すみません、この指定管理で、七会町民センターの指定管理料があるんですけれども、これってグラウンドの芝のグラウンド管理も入っていることなんですか。そうなんですか。それとあと何が入っているんでしょうか。今まではグラウンドの芝管理だけで2,500万円だったんですけれども、2,500万円のほかに何が入っているんでしょうか。何かちょっといまいち詳細なものが見えてきませんので、ちょっと説明をいただきたいんですが。

○議長（小圷　孝君）　まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　４番藤咲議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

本当に数字が小さくて申し訳ないんですけれども、先ほどの表をご覧いただきまして、３番のところに、七会町民センター指定管理料ということでお示しをさせていただいております。

積算の中で1,750万円、これがグラウンドに係る町からの指定管理料になります。プラス480万円、これが町民センターの下にございますバーベキュー場の管理料になります。あと、斜面等の管理等もろもろ含んでおりますけれども、そのようなことで、合計で2,230万円ということになります。

グラウンドにつきましては、町の指定管理料で支払う部分は1,750万円ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　誠に申し訳ないんですけれども、ちょっとお伺いいたします。

今まで芝管理だけで2,500万円で委託していたんですけれども、これ、バーベキューも含めて2,200万円ですか。グラウンドだけだと1,750万円。今までの2,500万円というのは何だったんでしょうか。何かどこでどうずれてくるんですか。指定管理になったからこうなるんですか。ちょっと分かりかねます。

○議長（小圷　孝君）　ちゃんと答えてください。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　すみません、グラウンドのほうは1,750万円、それとホーリーホックのほうから800万円直接行っていますので、合わせて2,500万円になるかとは思うんですけれども、あくまでも町のほうのグラウンドに対する管理料は1,750万円が上限になってございます。

以上です。

○４番（藤咲芙美子君）　納得できない。何でこんなに差が出てくるの。

○議長（小圷　孝君）　２番加藤木　直君。

○２番（加藤木　直君）　ただいまのまちづくり課長からのお話なんですけれども、使用料というのは800万円は本来役場のほうに入って、管理料は2,500万円こちらから払うのが、それが普通のやり方なんじゃないですか。向こうから来るやつを相殺するんですか。

契約しているのは町でしょう。使用料をいただくのは。違うんですか。開発公社がお金をもらうんですか。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　指定管理の仕組みについて申し上げさせていただきます。

指定管理者は料金を直接利用者からいただくものでございます。例えばふれあいの里も、ふれあいの里の管理料はゼロ円なんですが、それはお客様からもらう料金でもって管理費を出しているので、指定管理料はゼロ円という形になるわけです。七会町民センターに関しましては、使用者である水戸ホーリーホックさんですが、ほかの人も有料で借りる人が出てくれば料金を取ることもあるかもしれませんが、800万円程度は確実に利用料金を指定管理者がもらって、そして指定管理者は町からの委託料と料金収入で芝生の管理をするということで、設置管理条例等もご確認いただきましても、指定管理者に払えるようになってございますので、協定書等も町だけじゃなくて、町が指定する指定管理者に料金を支払ってくださいという協定書にもなっていますので、それは大丈夫でございます。

○議長（小圷　孝君）　２番加藤木　直君。

○２番（加藤木　直君）　そうしますと、協定書は初めからそういうふうになっていましたか。途中で変えましたか。初めからなっていましたか。

○議長（小圷　孝君）　ホーリーホックとの契約書をちょっと見せてください。町に入るようになっていると思うんだけれども、我々も。開発公社といつ契約しちゃったんだか。

○２番（加藤木　直君）　協定書を交わしたところがお金をもらうのが。

○議長（小圷　孝君）　契約書をちょっと確認させてください。

財務課長、お願いします。

暫時休憩します。

午後　１時３４分休憩

午後　２時５１分再開

○議長（小圷　孝君）　議案第41号に対する質問をお受けいたします。

４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　休憩前に引き続いて、私感じていることをちょっと質問したいと思います。

町長は、指定管理が町民センターに行ったときに開発公社が指定管理になるというようなことも自動的に決まったと。私が前に町民センターの設管条例で指定管理と書いてありますけれども、これはどこなんですか、決まっているんですかと言ったら、いや、決まっていませんよと言われました。そのときにはもう既に町長の頭の中には開発公社が決まっていたというようなことが今改めて何か認識されたような感じがいたします。

１つお願いがあるんですけれども、今800万円がホーリーホックのほうから入ってくるというようなことをお聞きいたしましたが、この800万円入ってくるものは、800万円入った、そしてこの中には800万円入っているものはまた別として、やはり精算しなければならないんじゃないかと思うんですね。ですので、条例をきちんと守ってほしいということと。あと流用みたいな形になっちゃったりとかなんかして、一まとめにしちゃっていて不明な状態にしているというようなことを感じられます。

あと、今先ほど渡された設置管理条例の冊子になっているものの一番最初に、本当にここにグラウンド、バーベキューの使用許可に対する業務と書いてあるんですけれども、本当にこれは町長、向こうの七会のほうの前の開発公社がバーベキューをやっていたときには、私たち議決したのは、開発公社があそこのところをやめるから議決してください。そして廃止になりますということに対して議決をしたんですね。ですので、七会町民センターに来たときには、議決していないんです。そのことを質問したときに、町長はもう向こうから廃止にして、こちらに七会町民センターに来たら、そこで管理するので、バーベキューをやりますので、当然議決しなくても大丈夫ですというようなことだったんですけれども、じゃなぜ七会の一番最初に議決してまで廃止をしなければいけなかったのかというちょっと疑問が私はあるんです。だから、指定管理というのは、議会の議決を経なければならないというようなことがありますので、それはきちんと条例を守っていただきたいなということはあります。それが１つと。

あと、本当に今こうしていろいろな問題が出てきているんですけれども、やはり指定管理にしてしまうと、これを議決してしまうと、５年間担保してしまうことになるんですね、指定管理を開発公社に。これだけ担保してしまうと、本当に大変なことになると思うんです。やはり我々一番見えないところにきちんと目を通していきたいんですけれども、なかなか見えてこないところがありました。ですので、今回こうしてまち戦の課長さんに本当に大変な思いしていろいろつくっていただいたんですけれども、町長が条例とかそういうものをきちんと守って、課長さんたちに話をするとかそういうことをしなければ、課長さんたちも負担がかかりますよ。ですので、町長はあまりにも独断で次から次とやってしまうということが、職員さんに負担をかけているということを非常に私感じています。ですので、もうちょっとセーブをしていただきたいというところがあります。それは今回、私の考えで１つなんです。

そういうことなんで、これから町長にはお願いがあるんです。これからやるときには、

こういうものを計画するときには、一つ一つ丁寧に条例に沿って出していってほしいと。流用というものもできるものとできないもの、多分町長は分かってはいると思うんですけれども、やはりほかのものに手をかけるときには、流用は駄目なんですね、議決しないと。ですので、そういうところをきちんと条例を守ってやっていっていただきたい、そういう願いです。

特に質問ではないんですけれども、今回のいろいろな問題が出てきたということについては、ちょっと疑問が出ましたので、言わせていただきました。

質問ですけれども、これからどうですか。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　業務の執行にあたって、議員からご指摘のあったとおり、条例上、認められる行為でどうかということに細心の注意を払って議論を行ってまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

８番河原井大介君。

○８番（河原井大介君）　２点だけ確認させていただきます。

先ほど、資料を頂いているんですけれども、一番分かりやすいのは城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例平成29年12月20日条例第34号、その３ページに抜粋された城里町使用料及び手数料条例とあるんですが、この中でグラウンドというところで９時から５時まで使うと１時間1,500円、１面１時間当たりの金額が1,500円というふうに入ってあるんですが、今お金はもらってやっているんでしょうか、まず確認します。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　ちょっとこれですね抜粋になっていて、本文は書いていなくて別表だけがあってちょっと誤解を生むような資料の出し方だなと思って気になったんですが、使用料手数料条例の本文のほうを見てもらうと、私の記憶では別に定めがある場合を除き別表のとおりの料金とすると条例上、書いてあるんですね。それで別の定めというのは800万円もらいますよというのに当たるんですが、グラウンド、ホーリーホックの利用時間で使用料を請求するとたしか200万円ぐらいにしかならないんですね、1,500円で計算すると。200万円か300万円か、ちょっと使用時間が定かではないんですが。この条例どおりだとホーリーホックの使用料金が800万円なんて全然いかないもっと安い料金になっちゃうんです。それで、これじゃ安過ぎるということで別に協定を結んで、ホーリーホックから800万円もらうことにしたということで、800万円を確かに頂いております。昨年までですね。800万円、毎年確かに納入をしていただいております。

今年も開発公社としては800万円もらわないと損してしまいますから、開発公社としてもしっかりと水戸ホーリーホックから800万円徴収して、芝生の維持管理費に充てたいというふうに思っております。

○議長（小圷　孝君）　８番河原井大介君。
○８番（河原井大介君）　ホーリーホックから800万円もらったのがお得ですというのが分かったんですけれども、そうじゃなくて一般町民からお金を取っていますか。
○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。
○町長（上遠野　修君）　ほかのグラウンドでも町内の中学生が使ったりとか、そういうときには減免をしていますが、それと同じように中学生の部活ですとかあるいはお年寄りのグラウンドゴルフとか、そういうときには減免をしておりますので、料金は取っておりません。
○議長（小圷　孝君）　８番河原井大介君。
○８番（河原井大介君）　結局利用者数の数を上げるために今までやってきたというのは、以前からの答弁というか、話で聞いています。それはそれでいいんですが、ただ債務負担行為に入っているところでいうと、町民センター七会の指定管理料でこの指定管理者に預ける場合というのは基本３種類あるんですね。つまり利用料をビジネスとしてもうけて、指定管理にするという話ですね。２つ目には、全部全額税金で賄ってあげるというシステム、３つ目は一部、税金で負担をして、利用料を負担して商売をやっていくと。その３つのうちのどれを選ぶのかという話になったときに恐らく一部税金を入れ、利用料でやっていくという話なんですが、これは開発公社の理事長にお聞きしますが、これどういう経営戦略をもってして、今回の債務負担行為のベースになっているのは今までの開発公社のお付合いでの数字ということになっていますが、それ以外で完璧に利用料を負担せずに、法人住民税だったり固定資産税を取っていますよね。結局税金が4,000万円で今回1,700万円のグリーンツーリズム事業をぶち込みます。つまりトータルすると約6,000万円の税金を入れるわけですけれども、それは経営戦略として一般財団法人開発公社の理事長はどのように考えて経営戦略を練っているんでしょうか。
○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。
○町長（上遠野　修君）　開発公社全体の経営戦略ということですが、昨年度、ホロルの湯から七会アツマーレまで全部合わせて先週監査を受けて、決算をさせてもらいましたが、何とか黒字を確保することができました、開発公社としてですね。３月単月で600万円ぐらいコロナショックで損失が出たんですが、それがなければ今年の開発公社は600万円から700万円ぐらい経常利益を出せていたんじゃないかというふうに思うぐらい、２月までは非常にいい経営ができていたんですけれども、そういった中で開発公社の経営戦略はということなんですが、開発公社としてはもともと利益が出ない非営利事業としての健康増進事業、プール事業は100円というすごい安い値段が条例で定められていますので、あそこに係る重油代や水道代を含めると100円という入場料では絶対に1,000万円以上プールで赤字が出てしまう構造になっているんですが、そのプールで出ている赤字をキャンプ場事業で補って、全体として黒字にしていくという、そういった経営戦略で臨んでおります。

また、プール事業赤字でいいのかと、健康増進事業は赤字で問題じゃないかと言われることもあるかと思うんですが、そもそもグリーンツーリズム事業として開発公社が組織を立ち上げたときに、非営利でわざと赤字を出す事業として、健康増進事業等が、グリーンツーリズム事業が設計されていますので、それは例えばプールの料金を今100円ですけれども、300円、400円にすれば収支が改善する可能性もありますが、ただそれは条例で100円と決められておりますので、値上げができず、赤字が強制されている事業になっているわけですけれども、その分、利用者に安く利用していただいている反面、指定管理料という形で委託を受けて経営をしているわけでございます。

また、アツマーレのほうにつきましても、山びこの郷の後継ということでバーベキュー場を経営しておりましたが、バーベキュー場と一体でグラウンドもやることで実は何件か去年もありましたけれども、今年はコロナでなくなっちゃったんですが、サッカーの終わった後、バーベキューをやってもらったりとか、ホーリーホックのイベント時に開発公社で物販の販売をやって、売上げを上げたりとかいうことで、グラウンドの管理者とバーベキュー場の管理者が一緒になることで、売上げアップも見込めるということで、両方一体的に管理を請け負っているわけでございます。

○議長（小圷　孝君）　８番河原井大介君。

○８番（河原井大介君）　先ほど今言っていましたけれども、条例であるから、お金がなかなか取りづらいんですよと言うんですが、これ整理しますけれども、町の一般財団法人の理事長として町長がやっているんですね。片やあそこに税金を使うほうが、予算を上程しているのも今町長が、同じ人が同一人物がやっているんですね。結局そういうことでどういうことかというと、片や町長という立場であるならば、極力一般財源から税金を使わずにどういうふうにやってもらうかと考える。もし向こうの開発公社の立場であれば、与えられた金額の中で資源の中でどれだけもうかるかというシステムなんですけれども、いまいちそこのやりとりや政策や情報や仕組み、そしてグリーンツーリズムと言いながらもほとんど人件費ということの役割という部分を明確に表現していないんですね。明確に表現していないんです。グリーンツーリズムが前提ではなくて、あくまでも当時サンアメニティという会社の中で余剰な赤字を出してしまって撤退した経緯がありますが、あの当初は全部お金を出さなかったわけですよね。その後、実際に経営実態としては約2,000万円の赤字であったということで、その流れでグリーンツーリズム事業というお金がそこに投入されたというような話も聞いております。

つまり、今大事なことはコロナショックという話がありましたけれども、今年どのぐらいの負担というか、税金として冗談抜きで負担しなきゃいけない金額というのはシュミレーションできていますか、経営者として。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　指定管理者の私の立場と開発公社理事長の立場と町長という立

場は２つあるから、不透明だというようなご指摘も確かによく分かります。それは道の駅かつらや山桜も同じことではあるんですが、であるからこそ、指定管理者に指定管理契約をするときには、議会の議決が必要ということで、議会としてこの指定管理者、私が社長を務める会社に指定管理を任せるべきかどうかということについて議決をいただいて、そこでチェックが入るというのがこの仕組みだというふうに思っております。

町長が社長を務める会社がやることのよさとしては、例えば修繕とかそういうのが発生したときに、町長と全然関係ない民間の会社と町の場合、修繕が発生したときにそれは当然経年劣化による修繕であれば町が負担すべきなんですが、指定管理者のミスで壊しちゃった場合は指定管理者の負担になるんですけれども、そういったときに人物が同じことであることによって対立が起こらず、速やかに修繕できたりするというのが指定管理者と町長が一緒であることの大きなメリットであると思います。

ただ、ご指摘のように、同じ人物であることによってちょっと不透明じゃないかと言われる問題点もあるかと思います。ですので、そういったこともございますので、３月の議会でアツマーレのグラウンドの指定管理にご承認をいただく際に、次の５年間の指定管理者を選ぶときは、公募でやるべきじゃないかというようなご発言もあったので、今回それを受けて公募をやるために６月議会で債務負担行為を設定したわけであります。通常、公募には数か月要しますので、特定じゃなくて、一般公募だと数か月を要するので、６月議会でいただかないと公募自体がスケジュール的に間に合わなくなってしまうということでご理解をお願いしたいと思います。

〇議長（小圷　孝君）　８番河原井大介君。

〇８番（河原井大介君）　聞いていることが今ちょっと違うんです。今聞いているのは、私、開発公社の理事長であるから、同一人物であるから不透明だという話をしているんじゃないんですね。開発公社の理事長としては、どういうような経営戦略を持ちつつそこに税金をぶち込むのかということですよ。つまり、先ほど言ったのは、あくまでも同一人物であると税金をぶち込みやすくて、話がしやすくてそれでいいんですよ。でも不透明なところあるけれども、そこは議会が責任を取ってくださいねという話なんですね。それはいいんです、そこじゃなくて、今回分かったことは、このコロナショックによって恐らく40％の収入しか入っていませんね。それ続きますか。夏休みは20日間しかもうないんですよ。ゴールデンウイークはステイホームですよ。どうなりますか。稼げるところがないですよ。ふれあいの里で稼いでホロルの湯に余ったお金を入れるという前提があるわけですよ。そういう話をちゃんとしながら、どういうふうにやっていけばいいのかという議論が足りないんです。

お金は、グリーンツーリズム事業は、農業政策課のほうなんでしょうけれども、実際にはまちづくり戦略課のほうで戦略ビジョンを描くわけなんですね。でもそれは今まで、過去の中で議会が承認してきたこともあるし、そのまま流れてきたからそれはそれでいいん

だろうという安易な考えはあるのかもしれませんが、もうコロナ不況と言われているタイミング、状況の中で、先ほど私聞きましたけれども、今年どれぐらいの補填額が必要になるか想定できていますか。

○議長（小坏　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　阿久津議員からの一般質問でホロルの湯、開発公社の営業について質問が出ているところではありますが、現時点ではまだどれぐらいの売上げに今年なるのか、正直言って読めておりません。６月まで休みまして、営業を再開してちょうど今日で１週間になりますが、毎日、毎日お客さんは増えてきています。やはり最初、開けた直後よりだんだんなだらかな右肩上がりでお客さんは増えてきているんですが、そうはいってもまだ半分ぐらい、おとといのときで350人ぐらいのホロルの入場者だったので、いいときというか、通常では650人ぐらい入っているところ350人だったので、300人ぐらい少ないなということはありましたが、ただ一部従業員を出勤させていないので、人件費が安くなっている部分もある。あるいは原油の値段が過去最高に安くなっているので、ホロルというのは原油代とか電気代が何千万とかかるので、電気代とか原油代が下がると、お客さんが減っても費用も下がるという側面もあって、お客さんが今後どれぐらいの形で推移するのか、石油や電気の値段がどう推移するのかというのをちょっと見極めないと、今年の損失額がどれぐらいになるのかというのは、現時点で分からないというのが正直なところです。

書き入れどきの夏休みに、感染が終息して、戻ってきてみんなお金を使ってくれるのか、それとも夏休みが空振りに終わるのかで、全く金額が変わってくると思いますので、ちょっと今日時点では読めないというところが正直なところです。

○議長（小坏　孝君）　８番河原井大介君。

○８番（河原井大介君）　これ以上、話が長くなりますし、一般質問のほうに阿久津議員さんのほうにお任せしたいとは思いますが、いずれにしてもお金のやりとりとか、そのうんぬんかんぬんとかもあるんですが、システム的にどういった経営が債務負担行為によって向こう５年間の債務を負担する義務として、生じさせることに対して開発公社がデータとしてあるというのは分かるんですが、問題はそこじゃないんです。そのお金がなぜこのぐらいのお金がかかっていくものなのか、その施設の検証とか、実は議会でもほとんど報告されていないし、話し合っていないんですよ。経営的な戦略としては、それは今まではよかったと。今年はよく読めない、様々あるんですけれども、いずれにしてもこの数字をきちっと読み込みながら、経営的な戦略をある程度同一人物が経営者になっていけないというルールはありませんが、これ問題は町長としてやることは、お金を極力かけないで、知恵と工夫で勢いよく健康福祉事業を向上させていくという狙いでいいと思うんですよね。ある意味、経営というのはもちろん商売ですから、そこに対しても今条例というのもありましたが、幾らにしたらば向こうはやっていけるのか、その条例の数値も検証されていな

い。

水泳のプール、小・中学校が使っているプールありますよね。それを自分たちの学校で持つよりも、ホロルの湯でやらせたほうが安い、あとは入湯税も入ってきます。様々いろいろあるんですよね。だから、そういう情報を一元化して、きちっと話ができるような内容とあと人件費の問題とどういった使い方、シミュレーションもそうなんですが、一般財団法人に替わったということで借金をしなきゃいけないというスタートを切ったということを聞いていますが、いずれにしてもそういう思いの中でやっていくのであれば、きちっと数字を検証したほうがよろしいかと思います。

真面目にやはり首長と経営者と会社の社長とちょっと１回、分けて考えたほうがいいと思いますよ。いずれにしても議会が責任を持ったからいいという話ばかり言うんですけれども、そうじゃない。ある意味そこは議会に対して正確な数字を出さないまま、正確な情報を出さないまま通ってきていることも半分事実なんですよ。そこはお互いに理解しながらも全協の場だから言いますけれども、協議しながら共有しながら腹を割って話しましょうということですよね、こういう数字は。多分それできていない、やるつもりもないんでしょうけれども、それは考えたほうがいいなと思っての提言です。

以上です。

○議長（小圷　孝君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　ご指摘ありがとうございます。

今後、新しい指定管理者を選ぶときには、そういったしっかりとした議論を経て指定管理者を選定していきたいというふうに思っております。

あとは、開発公社で決まりであるかのような印象を与えないために、しっかりと申し上げておかなければならないんですが、５年前、今の開発公社を選んだときも一般公募を行って、開発公社１社だけが手を挙げたわけじゃなくて、ほかの民間企業でもホロルの湯の指定管理をやりたいという会社も公募で、ほかの会社も上がってきて、その中で民間も開発公社も一応比較して開発公社を選びますということで選んだということで議案が出て、そして議決されたというふうに伺っていますので、すみません、前回の公募のときも開発公社１社じゃなくて、ホロルの湯についてはどこか公募が来たんですよ。ですので、ただ公募をするときに指定管理料を明示しないと予定価格のない入札に誰も札を入れられないのと同じように、指定管理料の上限を定めることで公募が可能となりますので、今何でこの指定管理料なのかというと、開発公社がこれまでいただいてきた指定管理料、委託料から一応３％ぐらいは少ない金額で何とか次の５年をやってみようということで、少なくても３％引きでも開発公社は立候補するから不調になることはないと思うんですが、ほかの会社の立候補があれば、選定の中でどこを選ぶかというのはしっかり考えていきたいというふうに思っております。

すみません。22年でした。10年前の22年の公募のときには、開発公社以外にもヨシカワ

クリエイトとか、何社か来て、その当時、阿久津藤男町長の下で開発公社を選ぶということで議案が出されて可決したものということだと思います。今回もまた再び公募をやってみたいと思っております。

〇議長（小圷　孝君）　８番河原井大介君。

〇８番（河原井大介君）　すみません。もう答弁は長いのでいいですから、そこじゃないんですよ。結局指定管理料を払わなきゃいけないような前提で今後もやっていくことになるんでしょうかというのを町長に聞いていて、それをやらなくてもいい方法は、開発公社の理事長の経営プランの中にあるんですかと聞いているんですよ。それだけ、以上です。もういいです。

〇議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

まちづくり戦略課長小林克成君。

〇まちづくり戦略課長（小林克成君）　資料の提出に大変お時間をいただきまして、大変申し訳ありませんでした。

〇議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

〇議長（小圷　孝君）　次に、議案第42号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

〇下水道課長（皆川尊志君）　議案第42号をご覧願います。

議案第42号　令和２年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

議案書１ページをご覧くださいませ。

歳入歳出予算の補正につきましては、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億2,685万円とするものです。

２ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算補正についてご説明致します。

まず、歳入でございます。

５款繰入金、１項他会計繰入金ですが、既定額に８万7,000円を追加するものです。旅費分を追加するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

１款１項下水道事業費ですが、既定額に８万7,000円を追加するものです。旅費日当分を追加するものです。

以上、令和２年度城里町公共下水道特別会計補正予算（第１号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては３ページから事項別明細書をご覧いただきた

いと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
○議長（小圷　孝君）　これより議案第42号に対するご質問をお受けいたします。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
○議長（小圷　孝君）　次に、議案第43号を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
下水道課長皆川尊志君。
○下水道課長（皆川尊志君）　議案第43号をご覧願います。
議案第43号　令和２年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。
議案書１ページをご覧願います。
歳入歳出予算の補正につきましては、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億7,970万1,000円とするものです。
２ページをお開き願います。
第１表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。
まず、歳入でございます。
４款繰入金、１項他会計繰入金ですが、既定額に5,000円を追加するものです。旅費分を追加するものです。
続きまして、歳出についてご説明申し上げます。
１款１項農業集落排水事業ですが、既定額に5,000円を追加するものです。旅費日当分を追加するものです。
以上、令和２年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては３ページからの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
○議長（小圷　孝君）　これより議案第43号に対するご質問をお受けいたします。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕
○議長（小圷　孝君）　次に、議案第44号を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
水道課長阿久津惠三君。
○水道課長（阿久津惠三君）　議案第44号をご覧願います。
議案第44号　令和２年度城里町水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。
議案書の１ページをご覧願います。
第１条は総則ですので、第２条の収益的収入及び支出からご説明いたします。
第２条、令和２年度城里町水道事業会計予算第３条に定めました収益的収入と支出の予

定額を補正するものです。収入支出の既決予定額からそれぞれ2,300万円を追加いたしまして、予定額を７億2,131万6,000円とするものです。

収入につきましては、１款水道事業収益、１項営業収益2,300万円の追加でありますが、受託工事収益都市建設課分1,500万円、茨城県分800万円の追加によるものです。

支出につきましては、１款水道事業費用、１項営業費用2,300万円の追加でありますが、町道こび山線道路改良工事に伴う水道管移設工事に係る受託工事費の設計委託料、工事請負費の追加によるものです。

以上、議案第44号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、３ページから４ページの補正予算実施計画、実施計画明細書をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（小圷　孝君）　これより議案第44号に対するご質問をお受けいたします。

４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　この都市建設課の受託工事というのは、以前もあったような気がします。それで、いつの頃までかかるのか、今後どのくらいまでかかるのか、予定はできているのか、もし設計などできているんであればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小圷　孝君）　都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君）　それでは、４番藤咲議員の質問に対して都市建設課のほうから説明いたします。

この町道４号こび山線についてですが、先ほど一般会計補正予算で私が説明したとおりであるんですが、この路線においては県代行で事業を実施しております。昔でいう国庫補助金、今でいう交付金事業なんですけれども、県においてそこに投入される事業費のほうが確定するわけなんですけれども、先ほど都市建設課分としてのせた1,500万円についても令和元年度末の補正予算で国・県のほうで通ったものであります。今の打合せの状況なんですけれども、早期に塩子川のほうに向かって事業をしているんですが、そちらのほうは早期実現に向けて県と一緒に事業を推進しているところでありますが、事業の最終年度については期日決定の報告まではできないということをちょっとご了承いただきたいと思います。今の感触でいうと３年程度かなというふうには考えているんですが、出口のほうが河川に対する橋梁部分、また途中のほうの下り坂になる部分の事業費のほうもまだちょっと確定ではございませんが、追加になるんではないかという見込みを今いただいているところであります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　丁寧なご説明ありがとうございます。

ということは、これからもしできなければ２年、３年延々と町道こび山線の予算がこのままずっと入っていくということですか。

○議長（小圷　孝君）　都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君）　４番藤咲議員の質問にお答えいたします。

重なる説明になるんですけれども、この路線については県代行で行っておりまして、財源のほうなんですけれども、水道事業の移設受託工事費において、県が実施している国庫補助事業で認められる予算については、県のほうの受託工事となっておりまして、それ以外の費用分担については町の過疎債投入による裏負担を行っているところです。よろしいでしょうか。

○４番（藤咲芙美子君）　ありがとうございました。

○議長（小圷　孝君）　ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小圷　孝君）　議案第45号から陳情第１号までの４件については、本会議に上程される予定でございます。

次に、定例会に上程されます報告について執行部より説明を求めます。

執行部につきましては、引き続き自席で説明をお願いいたします。また、質問者は時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いいたします。長くなる場合は、直接担当課へお願いいたします。

それでは、報告第32号より順次説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君）　報告第32号をご覧願います。

報告第32号　城里町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則についてでありますが、先ほど議案第38号でもご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当の支給に当たり、必要な様式等の事項を追加したものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　次、報告第33号をお願いします。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（園部　繁君）　報告第33号　城里町立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則の制定についてでございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、働き改革の一環として城里町立学校の教職員の業務の適切な会議と健康と福祉の確保を図るため、在校等の時間の上限等に関する方針を定めるものです。

以上、報告第33号につきましてご説明申し上げました。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告34号お願いいたします。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　報告第34号、資料のほうをご覧いただきます。

わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示について

ご説明申し上げます。
この要綱につきましては、県と共同で東京圏から城里町内への移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を目的に条件等はそれぞれありますけれども、世帯での移住者に100万円、単身での移住者に60万円を交付する事業であります。
今回の改正は、条件を緩和するもので、資料を返していただきまして、説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。
右側現行では、東京23区に連続して５年以上住んでいるか、または東京23区に連続して５年以上勤務しかつ東京圏に連続して５年以上住んでいた者を対象としておりましたけれども、改正後は直近の10年間のうち通算５年以上かつ移住直前の１年以上、東京23区に住んでいるか、また直近10年間のうち通算５年以上かつ移住直前の１年以上、東京23区に勤務し、住んでいて、さらに直近10年間のうち通算５年以上かつ移住直前の１年以上、東京圏に住んでいた者を対象とする改正であります。
説明は以上です。
○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第35号をお願いします。
健康保険課長飯村正則君。
○健康保険課長（飯村正則君）　報告第35号をご覧願います。
報告第35号　令和元年台風19号による被災者に対する城里町国民健康保険税の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示でありますが、免除の期間を令和２年３月末だったものを令和２年９月まで延長したものです。
以上、よろしくお願い申し上げます。
○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第36号、お願いいたします。
健康保険課長飯村正則君。
○健康保険課長（飯村正則君）　報告第36号をご覧願います。
報告第36号　令和元年台風19号による被災者に対する城里町国民健康保険一部負担金等の免除に関する取扱要綱の一部を改正する告示でありますが、免除の期間を令和２年３月末だったものを令和２年９月分まで延長したものです。
以上、よろしくお願い申し上げます。
○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第37号をお願いします。
長寿応援課長井上　優君。
○長寿応援課長（井上　優君）　報告第37号をご覧ください。
令和元年台風19号による被災者に対する城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。
令和元年台風19号により被災しました介護保険第１号被保険者に対する介護保険料の減免期間を令和２年３月までとしておりましたが、国から指針が示されまして、これに伴い令和２年９月末まで延長したものです。

以上、報告第37号についてご説明申し上げました。よろしくお願いします。

○議長（小坏　孝君）　続いて、報告第38号をお願いします。

長寿応援課長井上　優君。

○長寿応援課長（井上　優君）　報告第38号をご覧いただきたいと思います。

令和元年台風19号による被災者に対する城里町介護保険利用者負担額減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示でございます。

令和元年台風19号により被災した介護保険介護サービス料の利用者負担額の減免期間を令和２年３月末までとしておりましたが、国から指針が示されまして、これに伴い令和２年９月末までと期間を延長したものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小坏　孝君）　続いて、報告第39号をお願いします。

農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君）　報告第39号をご覧願います。

城里町農業機械導入事業補助金交付要綱の一部を改正する告示でございます。

主な改正内容でありますが、農業機械導入に当たっての概算払い割合につきまして、現行の90％以内から30％以内へと引き下げることとするものです。

また、新たに義務規定としまして、営農組織の収支状況報告及び書類の保存期間の明示、導入機械の使用状況報告、財産処分の制限を追加したものでございます。

詳細につきましては、報告第39号説明資料１ページから４ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

○議長（小坏　孝君）　続いて、報告第40号をお願いいたします。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　報告第40号の資料のほうをご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、先ほど９番関議員のほうからもご質問がございましたので、若干お時間をいただきましてご説明をさせていただきます。

まず、城里町コミュニティ助成事業補助金交付要綱の制定についてでございますが、この事業は県が窓口となりまして、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源としまして、コミュニティ事業と称して、市町村を経由して助成金を交付される事業であります。

城里町におけるこれまでの事例を申し上げますと、平成21年から各地区で組織化されました自主防災組織への防災倉庫、または資機材等の購入等でこの事業を活用してございます。そうした中で、昨年は阿波山地区からこの事業のほうに応募がございまして、お祭りに要する舞台の整備というようなことで250万円の申請がございました。中身につきましては、毎年大桂公園で行われておりますふるさと祭り等々で使用いたしますアルミ製の舞

台セットというようなことでございます。毎年毎年リース等で舞台を設置しておりましたが、この事業を活用して購入することによりまして、実行委員会としましても経費削減にもつながるというようなことであります。その代表者が阿波山区の方でございましたので、阿波山区からの申請ということになってございます。

事業の中身につきましては、自主防災ですとか、今回の250万円については一般コミュニティ事業というようなことで、事業の中身によりまして金額のほうも上限がそれぞれ決まっております。このようなことから、この制度を広く町民に周知をしまして、広い範囲の中で活用していただくために、今回町のほうで補助要綱を制定するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

〇議長（小圷　孝君）　続いて、報告第41号をお願いいたします。

総務課長鯉渕和己君。

〇総務課長（鯉渕和己君）　報告第41号をご覧願います。

報告第41号　城里町特別定額給付金事業実施要領の制定についてでありますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえ、各世帯に特別定額給付金を給付するに当たり、給付対象者、基準日等、必要な事項を定めたものであります。

〇議長（小圷　孝君）　続いて、報告第42号をお願いいたします。

税務課長鈴木貴司君。

〇税務課長（鈴木貴司君）　報告第42号をご覧願います。

報告第42号　城里町ご当地ナンバープレート選定委員会設置要綱の制定でございますが、地域観光の振興に活用する観点から、ご当地ナンバーのデザイン選定に当たり、選定の適正を期するため、委員会の設立に当たり組織及び運営に必要な事項を定めたものでございます。

〇議長（小圷　孝君）　続いて、報告第43号をお願いいたします。

健康保険課長飯村正則君。

〇健康保険課長（飯村正則君）　報告第43号をご覧願います。

報告第43号　新型コロナウイルス感染症の影響に対する城里町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の制定でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々に対して国民健康保険税の免除等を行うために減免対象者、基準日、減免の割合と必要な事項を定めたものです。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長（小圷　孝君）　続いて、報告第44号をお願いいたします。

財務課長舩橋行子君。

〇財務課長（舩橋行子君）　報告第44号　城里町公共用財産の用途廃止に関する事務取扱要綱の制定についてご説明申し上げます。

町が管理する道路、水路、法定外公共物、その他、公共用財産の用途廃止等について、

用途廃止承認までの事務処理を適正かつ効率的に行うため要綱を制定するものです。

以上、報告第44号についてご説明申し上げました。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第45号をお願いいたします。

福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君）　報告第45号　令和２年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の制定でございます。

制定理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として国が実施するものを市町村が定める必要があることから、今回実施要綱を制定するものでございます。

主な内容としましては、給付に関する必要事項、目的、対象者、支給についてを定めたものでございまして、内容としましては児童手当の支給対象児童１人につき１万円を給付するというものでございます。さきの第２回議会臨時会におきまして、承認可決いただきました執行予算等の根拠となる要綱でございまして、対象児童を1,767名と想定しておりまして、７月10日の給付を予定しております。

以上です。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第46号の説明をお願いします。

長寿応援課長井上　優君。

○長寿応援課長（井上　優君）　報告第46号をお願いします。

報告第46号　新型コロナウイルス感染症の影響によります城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱の制定についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者に対しまして、介護保険料の減免を行う場合、国が財政的支援の対象となる取扱い等について示されました。これに伴いまして、所定の規定を制定したものでございます。

以上、報告第46号　新型コロナウイルスによる城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱の制定についてご説明申し上げました。よろしくお願いします。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第47号をお願いします。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君）　報告第47号をご覧願います。

令和元年度台風19号により城里町集中処理浄化槽改修事業費補助金交付要綱についてご説明いたします。

昨年の台風19号の影響により損壊した集中浄化槽統合維持管理している自治会の地域、団体が行う施設改修工事に対して補助金を交付することを目的に要綱を定めたものでございます。住宅１件当たり８万円、上限は工事費の２分の１となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第48号をお願いします。

農業政策課長山口成治君。

〇農業政策課長（山口成治君）　報告第48号をご覧願います。

城里町農林畜産物生産継続支援事業実施要綱の制定でありますが、主な内容といたしまして新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、茨城県におきましても外出自粛要請、休業要請が出され、消費が大きく低迷して、農林畜産物現場におきましても販売不振のため在庫を抱える影響が出てございます。このため、農林畜産物の在庫の解消と市場の価格を維持するため、地方創生臨時交付金を活用し、認定農業者を対象にコロナウイルスの影響により在庫となっている農林畜産物の買取り事業を行うため、要綱の制定を行うものでございます。

〇議長（小圷　孝君）　続いて、報告第49号をお願いいたします。

まちづくり戦略課長小林克成君。

〇まちづくり戦略課長（小林克成君）　報告第49号の資料のほうをご覧いただきます。

城里町中小企業等継続応援給付金交付要綱の制定についてご説明申し上げます。

この事業は、第３回城里町議会臨時会でお認めをいただきました新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、売上げが減少した町内に事業所を有する中小企業及び個人事業主に対しまして事業継続を支援するために、地方創生臨時交付金を充てて、給付金を交付する事業であります。

資料を返していただきまして、２ページの下段のほうをご覧いただきます。

その際、議員さん方に説明をした中で、ご意見等をいただきました。それらのご意見を踏まえまして、法人事業主へ一律20万円ということでご説明をさせていただきましたが、それを改めまして、個人事業主同様に売上金額に応じて給付することで要綱のほうを整備させていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で説明を終わります。

〇議長（小圷　孝君）　続いて、報告第50号をお願いいたします。

まちづくり戦略課長小林克成君。

〇まちづくり戦略課長（小林克成君）　それでは、報告第50号の資料のほうをご覧いただきます。

城里町元気アップ振興券実施要綱の制定についてご説明申し上げます。

この事業につきましても第３回議会臨時会でお認めをいただきました新型コロナウイルス感染症の影響による不況の復興支援として、町内での消費を喚起することを目的に、町民１人当たり5,000円の振興券を配布するために要綱を制定したものでございます。

額面500円で3,500円分につきましては大規模小売店舗では使用できないものとして定めてございます。

関連でございまして、報告第51号のほうも併せてご説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうをご覧いただきます。
城里町元気アップ振興券事業補助金交付要綱の制定についてご説明いたします。
プレミアム商品券事業同様に実施期間としまして、城里町商工会において要綱第２条に規定する事業を行っていただくために要綱を制定するものでございます。
以上で説明を終わります。
〇議長（小圷　孝君）　続きまして、報告第52号、53号、54号の説明をお願いいたします。
財務課長船橋行子君。
〇財務課長（船橋行子君）　報告第52号　令和元年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。
１ページをご覧願います。
３款民生費、２項児童福祉費の第２期子ども・子育て支援事業計画策定事業から５ページの10款災害復旧費、４項その他公共施設災害復旧費ふれあい広場看板等災害復旧事業までの68事業を翌年度に繰越しいたしました。繰越額は10億7,146万5,000円となります。表の右側は繰越しに対する財源内訳となります。
続きまして、報告第53号の令和元年度城里町一般会計継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。
１ページをご覧願います。
４款衛生費、２項清掃費は新ごみ処理施設建設事業、衛生センター延命化工事の継続費の予算計上額のうち、支出額等を除いた額10億7,060万円を翌年度に逓次繰越しいたしました。表の右側は各繰越しに対する財源内訳となります。
続いて、報告第54号の令和元年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。
１ページをご覧願います。
９款教育費、４項社会教育費、コミュニティセンター城里消防設備自家発電装置修繕工事の１事業について、支出負担行為368万5,000円を翌年度に繰越しいたしました。表の右側は事故繰越しに対する財源内訳及び理由となります。
以上、報告第52号から報告第54号までご説明いたしました。
〇議長（小圷　孝君）　続いて、報告第55号をお願いいたします。
下水道課長皆川尊志君。
〇下水道課長（皆川尊志君）　報告第55号をご覧願います。
令和元年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。
１ページをご覧願います。
１款下水道費、１項下水道事業費、１目流域下水道整備事業１億2,747万3,000円につきましては、石塚地内及び増井地内の４か所につきまして繰越工事としたものです。

下段になります。

那珂久慈流域下水道事業建設負担金323万9,000円、10件分の設計及び工事負担金及び那珂久慈ブロック広域汚泥処理建設負担金79万3,000円、３件分の設計及び工事負担金につきましては、工事の遅れにより年度内完了を見込めないため、繰越しとなったものです。

４款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、台風19号の影響で被災したかつら水処理センターポンプ場３か所の復旧工事３億９万2,000円を繰り越したものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第56号をお願いいたします。

水道課長阿久津惠三君。

○水道課長（阿久津惠三君）　報告第56号をご覧願います。

令和元年度城里町水道事業会計予算繰越計算書についてでありますが、１、地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費繰越額、１款資本的支出、１項建設改良費、老朽管更新事業6,270万円を翌年度に繰越しいたしました。古内地内の老朽管更新工事２工区分になります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第57号をお願いいたします。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　報告第57号の資料のほうをご覧いただきます。

令和元年度城里町行政評価報告書についてご説明申し上げます。

行政評価制度につきましては、例年報告書でお示ししておりますので、省略させていただきまして、令和元年度の評価結果の要旨のみご説明をさせていただきます。

まず、事務事業評価ですが、報告書の３ページの中段にお示ししてございますように192の事業について評価を行いまして、結果は４ページの上段にお示ししたとおりという結果になってございます。

また、政策評価といたしましては５ページにお示ししてありますように、36施策について評価を行っておりまして、結果はこの表のとおりとなってございます。

詳細につきましては、後ほど11ページから18ページの結果一覧表をご覧いただきたいと存じます。

なお、本年は総合計画の見直しの年でもありまして、近年の評価結果等も踏まえまして施策に反映していきたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第58号をお願いいたします。

教育委員会事務局長園部　繁君。

○教育委員会事務局長（園部　繁君）　報告第58号をご覧願います。

報告第58号　歴史民俗資料館黒澤止幾生家保存活用計画についてでありますが、本計画

は城里町指定文化財史跡、黒澤止幾生家の敷地及び建物の歴史的、文化的な価値を維持、向上させつつ、適切に保存、継承し、町の先人である黒澤止幾の功績及び町の歴史を伝える場及び観光資源としての保存活用方針を定めることを目的として策定したものです。

文化財の主要素となっている建物の修理及び史跡範囲と一体をなしている周辺環境について安全性、利便性の確保に努め、長期的な視点から整備を目指す内容となっております。

以上、報告第58号についてご説明申し上げました。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第59号をお願いいたします。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君）　報告第59号をご覧願います。

報告第59号　第２期城里町健康づくり計画でありますが、2015年度に健康増進計画、食育推進計画、歯科保健計画を一本化した城里町健康づくり計画を策定いたしましたが、その計画が2019年度で計画期間任期満了となるために、新たに2020年度から2024年度までの５年間、第２期城里町健康づくり計画を作成したものでございます。

内容につきましては、冊子のとおりでございますので、ご一読いただければと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第60号から62号まで一括でお願いいたします。

町民課長補佐加藤孝行君。

○町民課長補佐（加藤孝行君）　報告第60号をご覧願います。

報告第60号　城里町一般廃棄物処理計画改定版についてでありますが、城里町一般廃棄物処理基本計画は、平成22年３月に策定し、その後平成28年３月に改定しています。現在整備を進めている新たなごみ処理施設の稼働に伴い、今後さらなる資源化を推進するために、新たな分別収集の計画など、本町のごみ処理を取り巻く状況に変化が生じたことから、今の基本方針を示した計画として、新たに更新し、取りまとめたものです。

説明は以上です。

次に、報告第61号をご覧願います。

報告第61号　城里町災害廃棄物処理計画についてでありますが、災害廃棄物処理計画は、平成23年３月に東日本大震災が発生し、大量に発生した廃棄物の処理が課題となったことから、環境省の災害廃棄物策定指針が改定され、各自治体に策定が求められました。本町において、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するための応急対策、復旧、復興対策についての基本的事項を取りまとめたものです。

説明は以上です。

次に、報告第62号をご覧願います。

報告第62号　城里町環境センター跡地利用計画についてでありますが、新ごみ処理施設の供用開始後、現環境センターの解体撤去及び新施設の整備について基本的な方針及び配置案等を検討委員会で検討し、計画として取りまとめたものです。

説明は以上でございます。

○議長（小圷　孝君）　続いて、報告第63号をお願いいたします。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君）　それでは、報告第63号をご覧ください。

報告第63号　城里町立地適正化計画の概要についてご説明させていただきます。

本町をはじめ他の多くの自治体は、近年まで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、現在及び将来においては急速な人口減少が見込まれております。

現在の状況のまま居住が低密度化し、高齢化も進み、医療や介護の需要が急増していくことにより、生活を支える各種サービスの提供が困難になる懸念があります。

こうした中、医療、福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする町民が公共交通を利用し、生活サービスにアクセスすることができるコンパクトプラスネットワークの持続可能なまちづくりを目指すため、都市再生特別措置法第81条に規定された住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る城里町立地適正化計画を策定したものです。

計画の策定に当たっては、町の上位計画である城里町総合計画をはじめ各都市計画及びマスタープラン等の計画と整合を図っております。

計画期間といたしまして2019年度から2035年度までとし、城里町総合計画の策定サイクルと整合しております。

対象区域においては、常北都市計画及び水戸・勝田都市計画の一部を含めた1,322ヘクタールで設定しております。

最後に、当該計画の策定に当たっては、城里町立地適正化策定委員会を設置し、委員会の意見を反映するとともに、パブリックコメント及び説明会を実施して策定したものでございます。

以上、報告第63号　城里町立地適正化計画についての概要のご説明といたします。

○議長（小圷　孝君）　報告第64号の説明については省略いたします。

それでは、これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いいたします。

４番藤咲芙美子君。

○４番（藤咲芙美子君）　33号なんですけれども、これは教員の在校時間の手当が出るということなんですけれども、これは時間外勤務が１か月で45時間、１年で360時間ということで、それで児童・生徒の予見することができない業務量の増加というときには、１か月100時間、１年で720時間というようなことで説明されてあります。この時間が延長になって許されるよと、だから国の方針でそういうふうになったから45時間まではいいよと。しかし、この時間に対して教員である時間外手当は出るんでしょうか。とても心配です。過労死が出てしまうんではないかと思うようなそういう危惧をいたします。これをどのよ

うなものなのか説明をしてください。

それから、34号　わくわく茨城生活実現ということなんですけれども、これは助成金が出るものなんでしょうか。それとも何か県から出るものなのかどうなのか、町独自のものなのか、ちょっと説明を。条件緩和しただけなのかどうか、これもお聞きしたいと思います。単なる５年以上在住していたか、１年以上通勤していたかということだと思うんですけれども、呼び寄せのための条件緩和なのか、ちょっとその辺がどういう活動になっているのかが見えてきませんので、説明ができたらお願いいたします。

それから、42号　ご当地ナンバープレートの選定委員会ということなんですけれども、今コロナで大変な思いで皆さん生活も苦しいと。そんなときになぜ今ご当地ナンバーの選定なんでしょうかと。国からの補助なんでしょうか。予算がどのぐらい立てられているんでしょうか、ご説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

〇議長（小圷　孝君）　教育委員会事務局長園部　繁君。

〇教育委員会事務局長（園部　繁君）　４番藤咲議員からのご質問にお答えいたします。

報告第33号につきまして、ただいま時間外手当等が払われるかというようなまず内容ですが、こちらにつきましては時間外手当が払われるということではございません。公立の義務教育小学校等の教職員の給付に関する特別措置法に基づいて、そのようになっていると理解をしております。今回の規則の制定につきましては、学校の時間外で勤務する時間等につきまして管理をするということで、教職員の健康及び福祉の確保を図るため一定の数値を国に示された基準に基づいて設定を規定するものでございます。

〇議長（小圷　孝君）　まちづくり戦略課長小林克成君。

〇まちづくり戦略課長（小林克成君）　４番藤咲議員さんの質問にお答えさせていただきます。

報告第34号　わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部改正についてのご質問でありまして、この趣旨は県と共同で東京圏から城里町内への移住、定住の促進及び中小企業人手不足の解消を目的にいろいろな細かい条件はありますけれども、世帯での移住者に100万円、単身での移住者に60万円、それぞれ100万円ですと県が２分の１、町が２分の１、60万円ですと県が２分の１、30万円、町が２分の１、30万円を合わせて交付する事業であります。これは移住されるそれぞれの条件に合致して住んでいただければ給付するというような事業であります。改正の大きな違いは、改正前は連続して５年以上住んでいるか、または東京圏に通っていなくてはならないと。それが改正後は10年間のうち通算で５年というようなことで、連続しなくてもいいですよというようなことで、若干縛りが緩くなったというようなことでご理解をいただければと思います。

以上です。

〇議長（小圷　孝君）　税務課長鈴木貴司君。

〇税務課長（鈴木貴司君）　４番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご当地ナンバープレートの作成に関わる予算でございますが、当初予算をお認めいただいている中で43万5,000円ということで、全部一般財源で計上させていただいております。よって、国・県の補助はございません。作成の目的としましては、城里町のイメージにふさわしいデザインを刷り込んだナンバープレートをつけた原動機付自転車が広く走行することにより、町民の郷土愛を深め、町外を走ることで町のＰＲ及びイメージアップを図る。さらには交通マナーのアップにもつながるというようなことを目的としております。

〇議長（小圷　孝君）　４番藤咲芙美子君。

〇４番（藤咲芙美子君）　再質問です。新しい質問はありません。簡単に質問いたします。

34番のわくわく茨城は、東京の方たちに周知するんでしょうけれども、どのような形で周知するんでしょうか。ここに住んでもらいたいのは本当にうれしいことなんですけれども、人口も増えるということで、でも周知はどのようにされるのかなということでちょっと疑問に思いました。どのように考えているかお聞きいたします。

それだけですね。

〇議長（小圷　孝君）　まちづくり戦略課長小林克成君。

〇まちづくり戦略課長（小林克成君）　４番藤咲議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

窓口のほうに、このような形でカラー刷りのパンフレットのほうはご用意をさせていただいておりますが、県のホームページのほうを開いていただきますと、県のほうでも県内全市町村を対象にマッチングサイトというようなことで企業さんですとか、そういうところとも情報提供をしていまして、そのような中で募集を行ってございます。

なお、町のホームページでもこのようなことで、このサイトに飛ぶような形にはなりますけれども、お示しをしてございますので、後ほどご覧をいただきたいというふうに思います。

県のほうは、茨城県政策企画部の計画推進課が担当ということでなってございますので、後ほどご確認のほうをいただければというふうに思います。

以上です。

〇４番（藤咲芙美子君）　ありがとうございました。

〇議長（小圷　孝君）　以上で報告を終了いたします。

以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る６月９日火曜日午前10時をもって、令和２年第２回議会定例会が招集されますので、午前９時50分までには控室にお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

閉　　会

○議長（小圷　孝君）　以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後　４時１５分閉会